

第3期

鬼北町子ども・子育て支援事業計画

**令和7年3月
鬼北町**

目次

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨	1
2. 子ども・子育て支援をめぐる近年の動向	1
3. 計画の位置づけ	2
4. 計画の策定方法	2
5. 計画期間	2

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1. 人口の状況	3
2. 合計特殊出生率の状況	4
3. 未婚率の状況	4
4. 女性の就業率の状況	5
5. 保育所の状況	6
6. 小学校・中学校の状況	6
7. ニーズ調査結果	7
8. 事業所ヒアリング結果	26

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念	28
2. 基本的な視点	28
3. 基本目標	30
4. 施策体系	32

第4章 基本目標の展開

1. 子ども・子育て支援事業計画の推進	33
2. 子どもや母親の健康の確保及び推進	50
3. 子育てを支援する生活環境の整備	62
4. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	64
5. 職業生活と家庭生活との両立の推進	70
6. 子どもの安全の確保	71
7. 援助が必要な家庭への支援などきめ細やかな取組の推進	74
8. 子どもの貧困対策の推進	77

第5章 計画の推進体制

1. 関係機関等との連携強化	78
2. 計画の周知	78
3. 計画の進行管理	78

第6章 資料編

1. 鬼北町子ども・子育て会議条例	79
2. 鬼北町子ども・子育て会議委員名簿	81

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

我が国の子ども・子育て支援においては、急速な少子化に対応するため、あらゆる取組が進められてきました。しかしながら、個人の価値観やライフスタイルの多様化、子育て家庭を取り巻く状況の変化により、様々な課題やニーズが表面化しています。特に近年では、核家族化の進展、地域におけるコミュニティの希薄化による子育て不安を抱える保護者の増加、児童虐待の顕在化、女性の社会進出による保育ニーズの増大や待機児童の解消等、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

町では、平成27年3月に「第1期鬼北町子ども・子育て支援事業計画」を、令和2年3月に「第2期鬼北町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、児童福祉や母子保健などの子ども・子育て支援を推進してきましたが、この度、令和6年度で最終年度を迎えることから、「第3期鬼北町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、社会状況の変化に対応しつつ、各計画と連携しながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進していき、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指していきます。

2. 子ども・子育て支援をめぐる近年の動向

国では、平成6年の「エンゼルプラン」公表以来、「次世代育成支援対策推進法」や「少子化対策基本法」など、様々な子育て支援に取り組んできました。平成24年には「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が制定され、これを受けて、幼児期の学校教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度から開始されました。

しかし、共働き家庭の増加などにより待機児童が発生している状況が続いたことから、平成29年に「子育て安心プラン」が公表されました。このプランには、保育の受け皿の拡大、保育人材の確保、保護者への支援、保育の質の確保、持続可能な保育制度の確立、働き方改革などが盛り込まれ、総合的な実施計画となっています。

加えて、子育て世帯の経済的負担軽減のため、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化がスタートしました。

また、小学生においては、平成26年に「放課後子ども総合プラン」が、平成30年には「新・放課後子ども総合プラン」、令和5年には「放課後児童対策パッケージ」が策定され、待機児童の解消の実現や今後想定される女性の就業率の上昇を踏まえ、児童が放課後等に安全・安心に過ごせる場の整備を進めています。

令和5年4月には「こどもまんなか社会」の実現にむけた政府の司令塔として、こども家庭庁が創設されるのと同時に、子どもの権利を保障するための法律として「こども基本法」が施行されました。こども基本法の施行に基づき、子ども施策を総合的に推進するため、こども大綱が策定されました。

3. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、全ての子どもと子育て家庭を対象に進めていく、子ども・子育て支援事業の目標や方向性を示すものです。

また、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量を確保するうえで必要な施策を展開していくため、「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく「市町村行動計画」を内包します。

さらに、本計画を「子どもの貧困対策計画」と位置付け、子どもの貧困対策を総合的に推進していきます。

4. 計画の策定方法

本計画を策定するにあたり、子どもの保護者や子育て支援に関する関係機関・団体の代表者、学識経験者等からなる「鬼北町子ども・子育て会議」を設置し、計画内容に対する意見を求めるとともに、計画策定の基礎資料とすることを目的としたアンケート調査及び町内で事業展開をしている各種事業所等にヒアリング調査を実施し策定しました。

また、町民から広く意見を得て本計画に反映させることを目的に、パブリックコメントを実施しました。

パブリックコメント	
期間	令和7年3月19日（水）～3月28日（金）
意見提出数	0件（0人）

5. 計画期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を対象とします。

なお、計画の内容と実際の状況に乖離がある場合は、必要に応じて検討し、見直しを行うこととします。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第2期計画									
					第3期 鬼北町子ども・子育て支援事業計画				

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

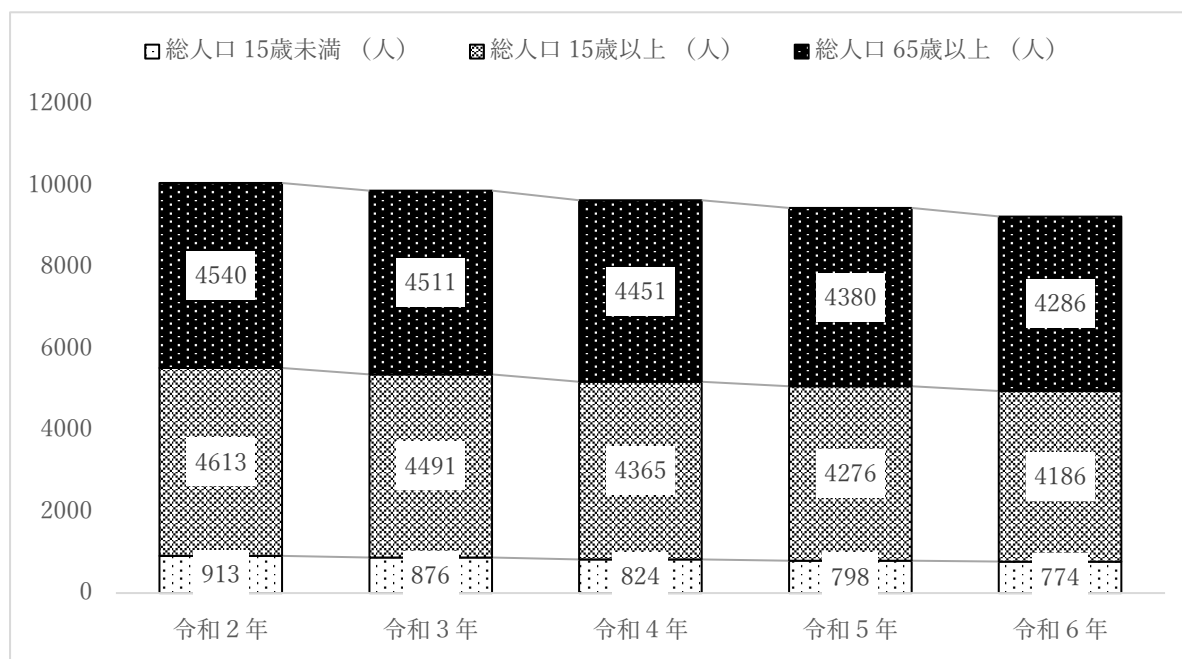
1. 人口の状況

本町の人口は、令和2年以降も、減少傾向で推移しています。

年齢別にみると、令和6年4月1日現在の15歳未満は774人となり、人口全体に占める割合は8.4%まで低下しています。

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
総人口	(人)	10066	9878	9640	9454	9246
15歳未満	(人)	913	876	824	798	774
	(%)	9.1%	8.9%	8.5%	8.5%	8.4%
15歳以上	(人)	4613	4491	4365	4276	4186
65歳未満	(%)	45.8%	45.4%	45.3%	45.2%	45.3%
65歳以上	(人)	4540	4511	4451	4380	4286
	(%)	45.1%	45.7%	46.2%	46.3%	46.3%

出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）



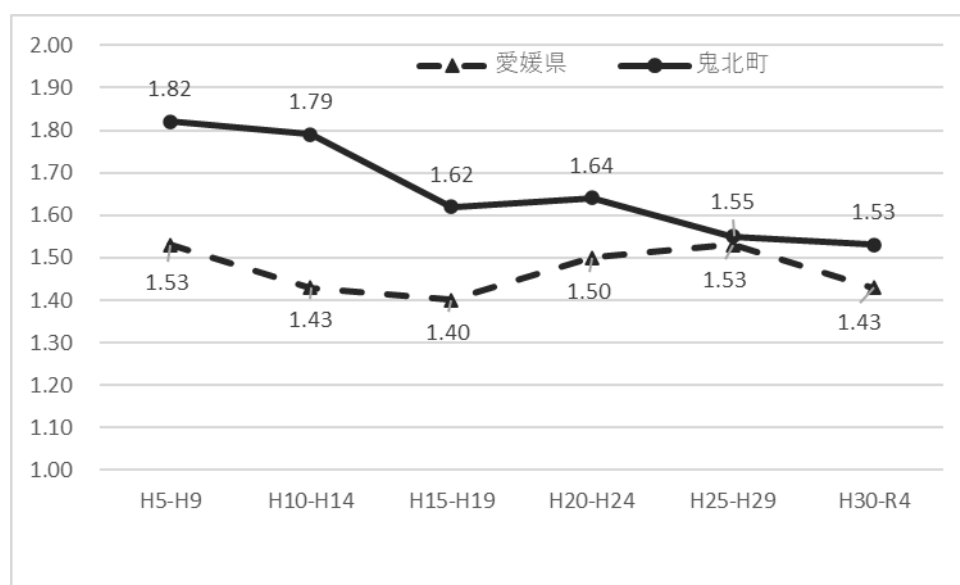
2. 合計特殊出生率の状況

合計特殊出生率とは、人口統計上の指標で、一人の女性が出産可能とされる15歳から49歳までに産む子どもの数の平均となっています。

本町の合計特殊出生率は平成30～令和4年で1.53となり、愛媛県平均と比較すると高くなっていますが、徐々に低下しています。

	H5-H9	H10-H14	H15-H19	H20-H24	H25-H29	H30-R4
愛媛県	1.53	1.43	1.40	1.50	1.53	1.43
鬼北町	1.82	1.79	1.62	1.64	1.55	1.53

出典：厚生労働省（人口動態統計特殊報告）



3. 未婚率の状況

未婚率をみると、女性より男性が高い傾向にあります。

年齢別にみると男性の40～44歳の未婚率が特に上昇しており、女性の20～29歳についても上昇傾向が続いています。

鬼北町	男性		女性	
	平成27年	令和2年	平成27年	令和2年
20～24歳	90.9	96.0	84.7	89.3
25～29歳	70.5	74.5	51.7	59.0
30～34歳	51.9	54.9	26.1	33.9
35～39歳	40.0	45.2	20.8	19.2
40～44歳	27.6	37.3	14.6	18.1
45～49歳	33.0	26.3	13.2	15.7

出典：国勢調査

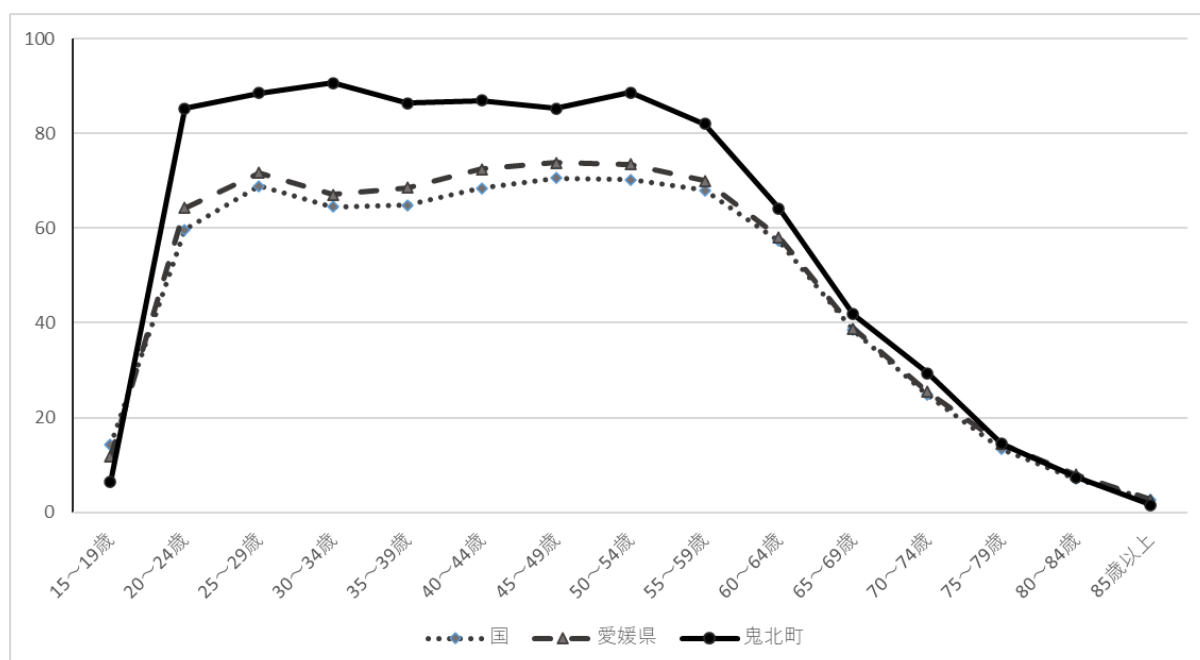
4. 女性の就業率の状況

平成 27 年と比較し、女性の就業率は増加傾向となっています。

出産や育児に伴う離職などにより就業率が下がる、いわゆる「M 字カーブ」は見られず、共働き率が高いことが分かります。また、全国及び愛媛県と比較し、本町における女性の就業率は高い傾向にあります。

	全国	愛媛県		鬼北町	
	令和 2 年	平成 27 年	令和 2 年	平成 27 年	令和 2 年
15～19 歳	14.2	10.7	11.7	5.8	6.4
20～24 歳	59.7	65.6	64.3	79.6	85.3
25～29 歳	68.9	73.0	71.7	81.2	88.6
30～34 歳	64.5	67.8	67.1	85.8	90.7
35～39 歳	64.9	69.5	68.6	83.4	86.4
40～44 歳	68.5	73.4	72.5	86.5	87.0
45～49 歳	70.6	75.9	73.9	86.4	85.3
50～54 歳	70.2	74.4	73.5	85.0	88.7
55～59 歳	68.0	68.0	70.0	77.1	82.0
60～64 歳	57.3	50.5	58.1	56.1	64.2
65～69 歳	38.5	33.4	38.8	38.3	41.8
70～74 歳	24.8	20.1	25.4	23.3	29.4
75～79 歳	13.3	12.3	14.4	14.6	14.4
80～84 歳	7.0	6.5	7.9	7.3	7.4
85 歳以上	2.6	2.3	2.6	2.3	1.5

出典：国勢調査



5. 保育所の状況

本町では、町内に1つの保育園と2つの認定こども園を配置し、保護者の自由選択によって保育所に通所することとしています。

施設名	定員							入所月齢
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳～	合計	
きほくの里保育園	12人	27人	27人	28人	28人	28人	150人	6か月から
認定こども園さくら	5人	5人	17人	17人	17人	17人	72人	6か月から
認定こども園ゆずっこ	3人	3人	4人	7人	9人	9人	32人	6か月から

6. 小学校・中学校の状況

本町では、鬼北町立小・中学校に通学する場合は、下表のとおり通学区域を設定しています。

通学区域に関しては、鬼北町立小中学校の入学を指定する区域の設定に関する規則により指定していますが、教育委員会の承認を得て指定校の変更を行うこともできます。

学校名	児童生徒の住所(大字)
近永小学校	近永、国遠(年則)、永野市、芝、中野川、奈良、北川、清延(三間川右岸区域)
好藤小学校	内深田、沢松、清延、国遠、成藤、東仲、西仲、吉波
愛治小学校	清水、畔屋、生田、大宿、西野々
三島小学校	小松、久保、延川、川上、下大野、広見
泉 小 学 校	岩谷、上川、小倉、広見(轟)、小西野々、興野々、出目
日吉小学校	下鍵山、父野川下、父野川中、父野川上、上大野、上鍵山、日向谷
広見中学校	日吉中学校区域を除く区域
日吉中学校	日吉小学校区域

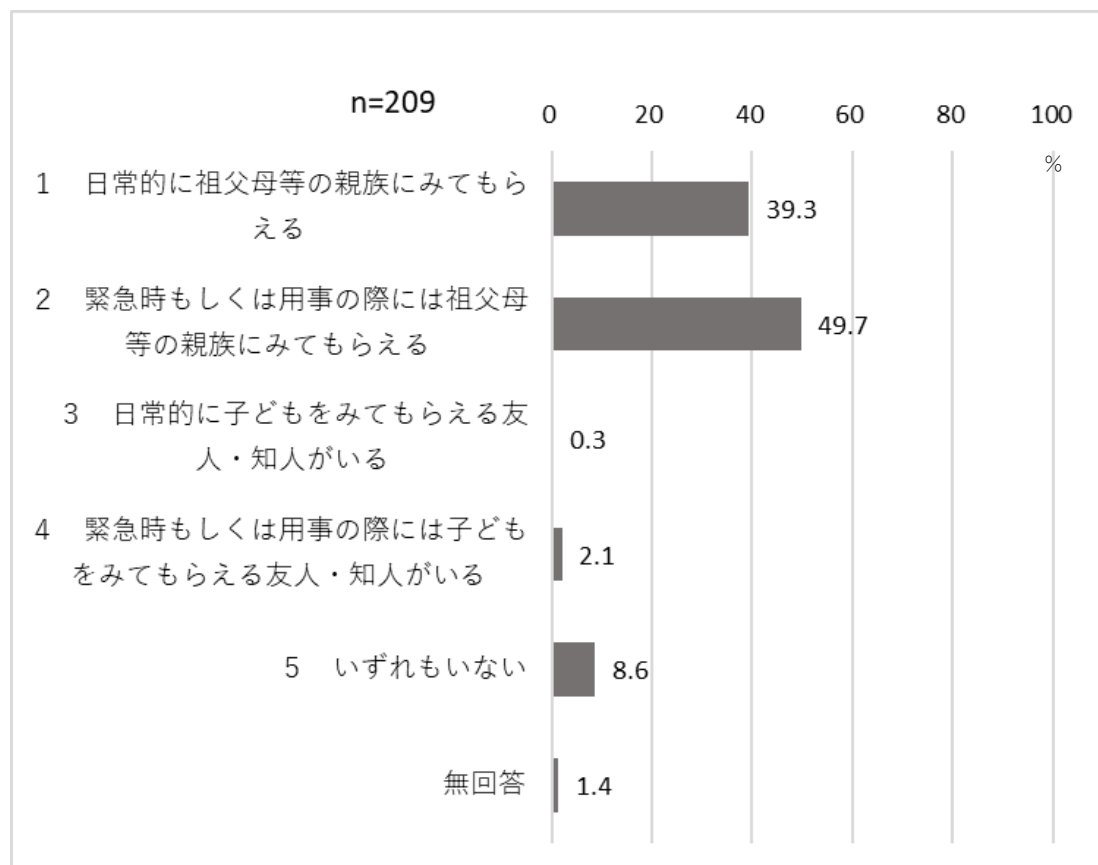
7. ニーズ調査結果

本町における教育・保育事業や子育て支援事業の利用状況や希望を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的とした「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

調査対象	就学前児童:町内に在住する就学前児童(0～5歳)のいる世帯 181件 小学生 :小学校1年生から6年生の児童がいる世帯 235件
調査方法	就学前児童:保育園・認定こども園を通じて配布・回収及びインターネット回答による調査 小学生 :小学校を通じて配布・回収(一部郵送による配布・回収)及びインターネット回答による調査
調査期間	令和6年(2024年)8月1日～令和6年(2024年)9月2日 ※締め切り後の回収分も集計終了まで有効回答として取り扱い
回収状況	就学前児童の保護者:有効回収数 137件／有効回収率 75.7% 小学生の保護者 :有効回収数 164件／有効回収率 69.8%

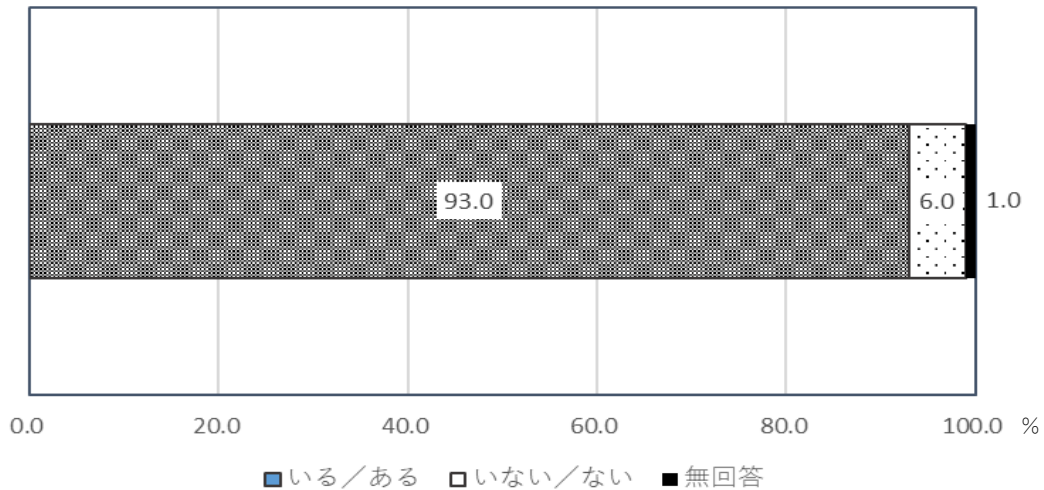
① 日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が最も多く、49.7%となっています。次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が39.3%と続いており、「いずれもない」が8.6%となっています。



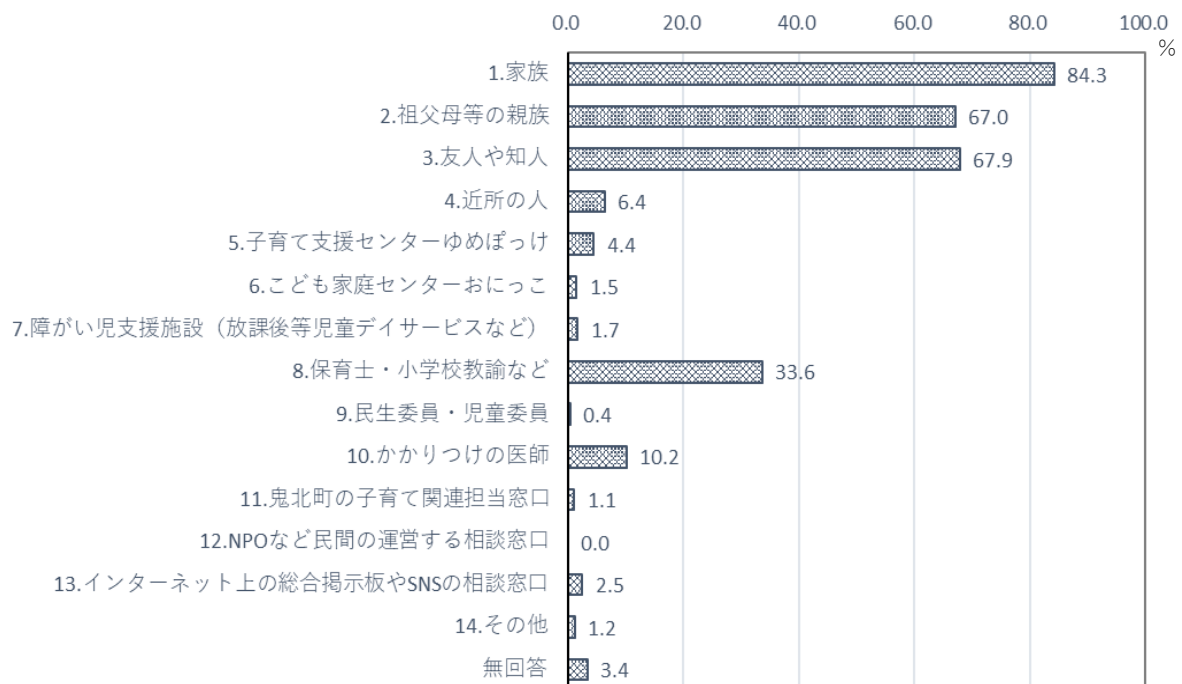
② お子さんの子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人（場所）はいますか（ありますか）

気軽に相談できる人や場所が「いる/ある」が 93.0%、「いない/ない」が 6.0%となっています。



③ お子さんの子育てに関して、気軽に相談できる先は誰（どこ）ですか

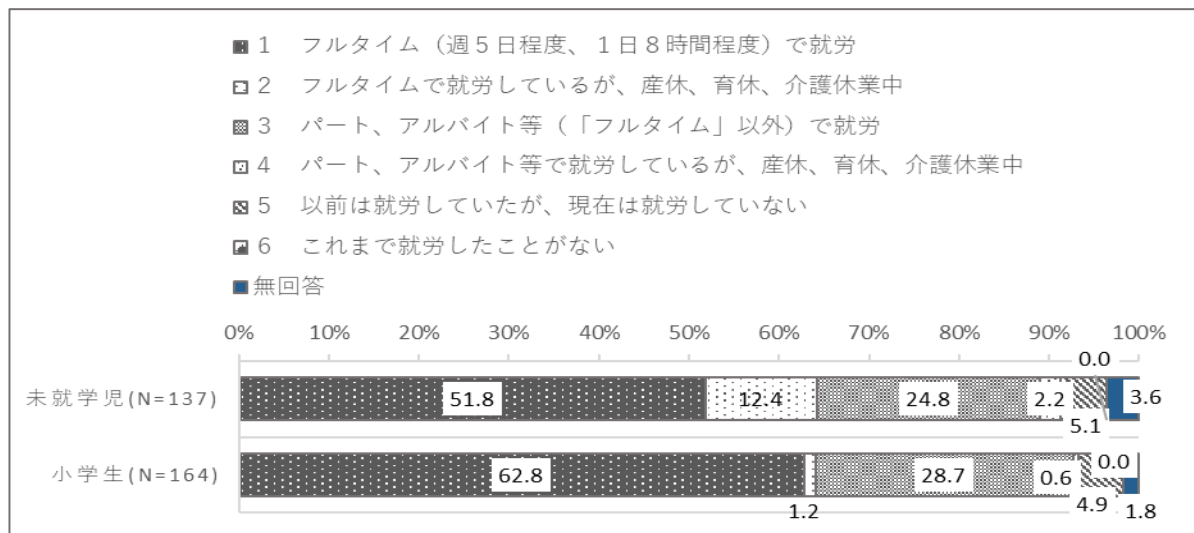
「家族」が最も多く、84.3%となっています。次いで「友人や知人」が 67.9%、「祖父母等の親族」が 67.0%、「保育士・小学校教諭など」33.6%と続いています。



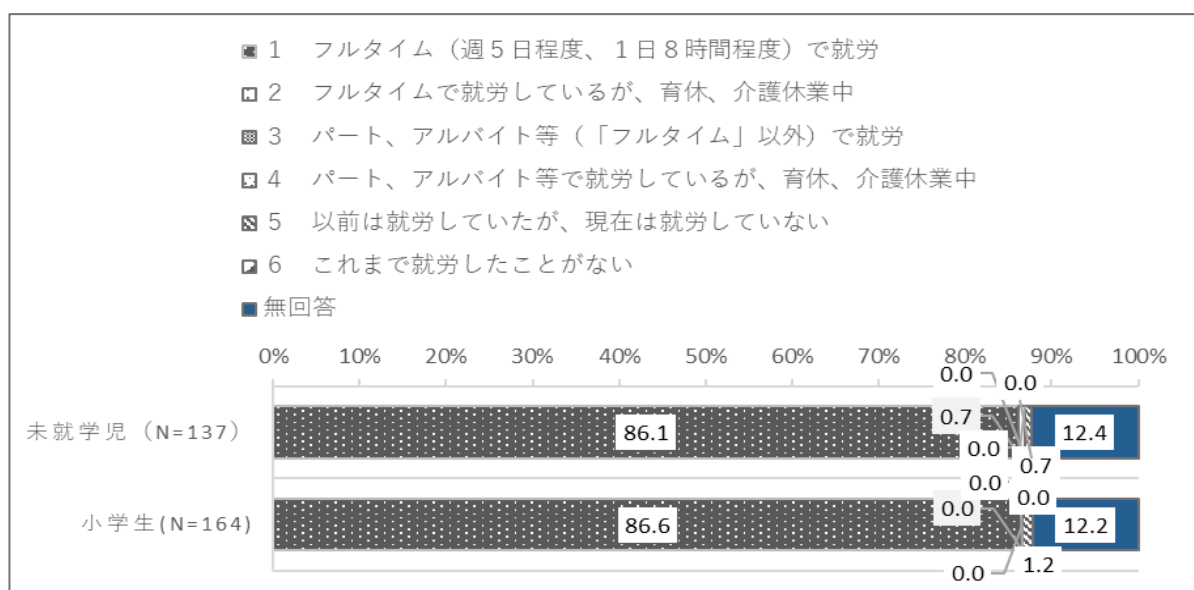
④ 現在の就労状況（自営業、家族従事者含む）についてうかがいます。母親・父親の就労状況はどれですか。

母親について、フルタイム勤務は、51.8%（就学前）62.8%（小学校）、パート・アルバイトは24.8%（就学前）28.7%（小学生）となっています。また、産休・育休中は14.6%（就学前）1.8%（小学生）、現在は就労していないは、5.1%（就学前）4.9%（小学生）、就労したことがない0%となっています。また、父親ではフルタイムが86.1%（就学前）86.6%（小学生）と大半を占めています。パートタイムはいずれも0%となっています。就学前児童の父親でフルタイム労働者のうち育休中が0.7%（1人）、現在は就労していないが0.7%（1人）、小学生の父親で現在は就労していないが1.2%（2人）となっています。

【 母親の就労状況 】



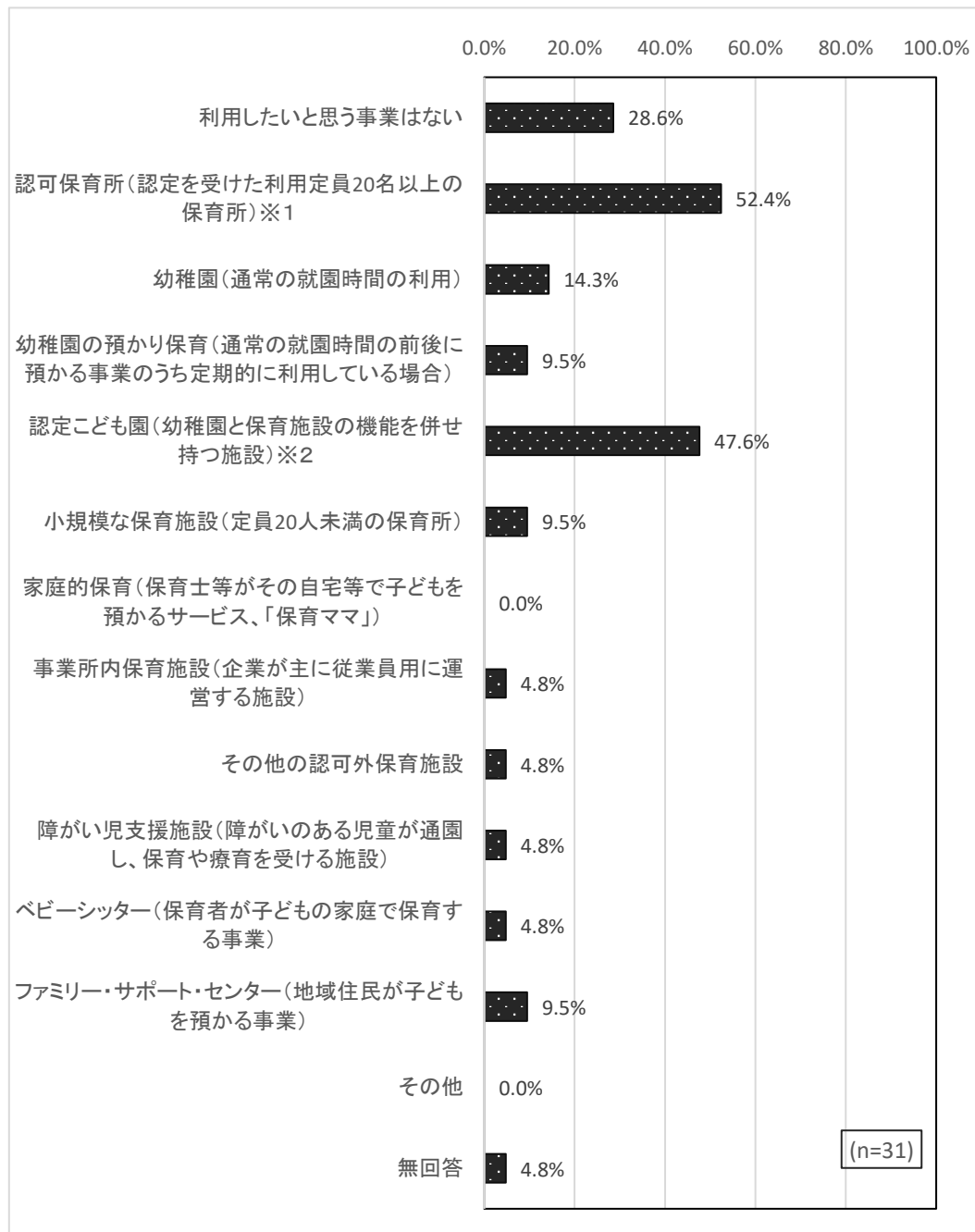
【 父親の就労状況 】



⑤ 現在の利用状況にかかわらず、「定期的に」利用したいサービスはありますか。就学前のすべてのお子さんについて、年齢ごとに利用したい事業すべてを下から選んでください。

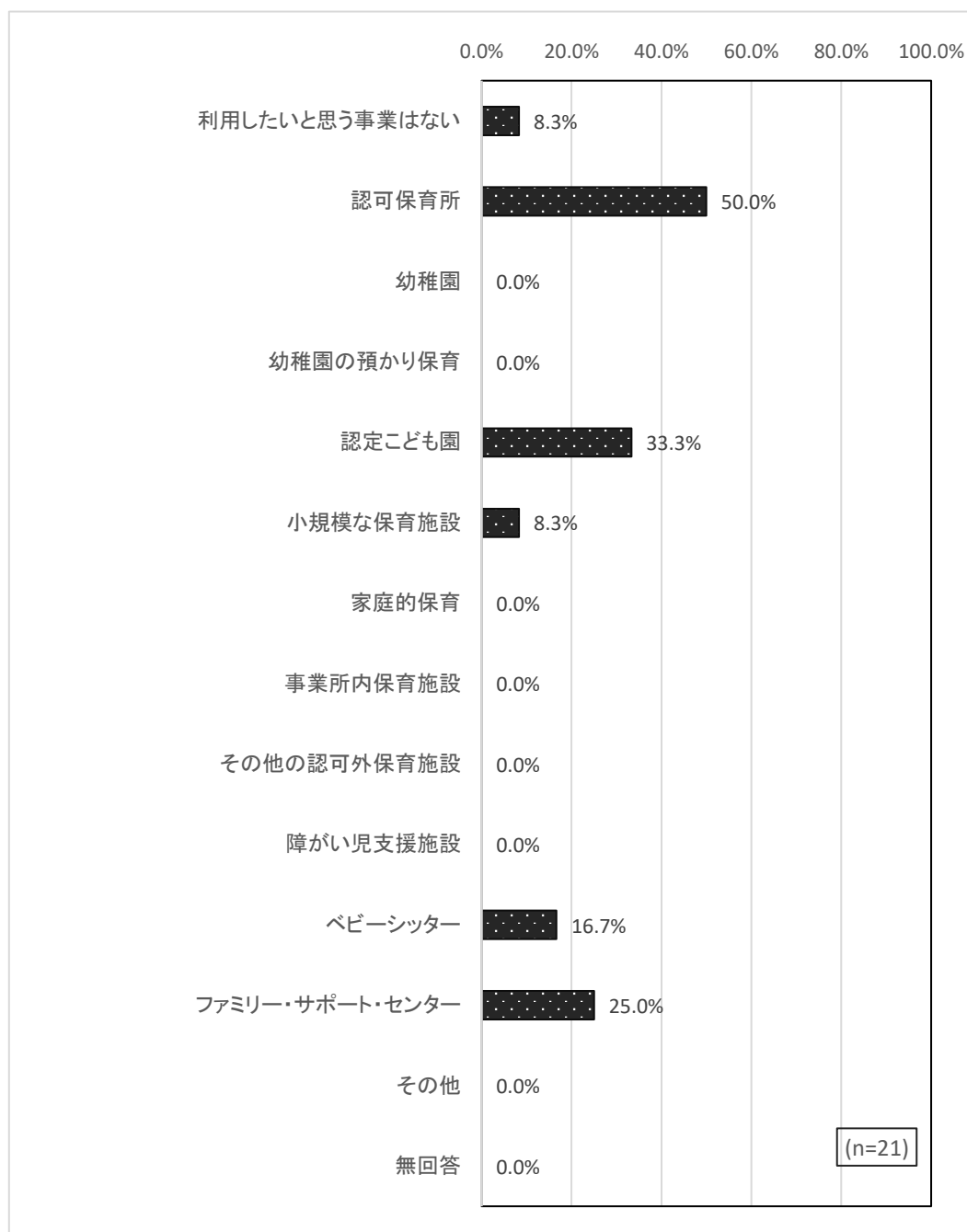
[0歳児]

認可保育所の利用希望が最も多く、次いで認定こども園という結果になりました。



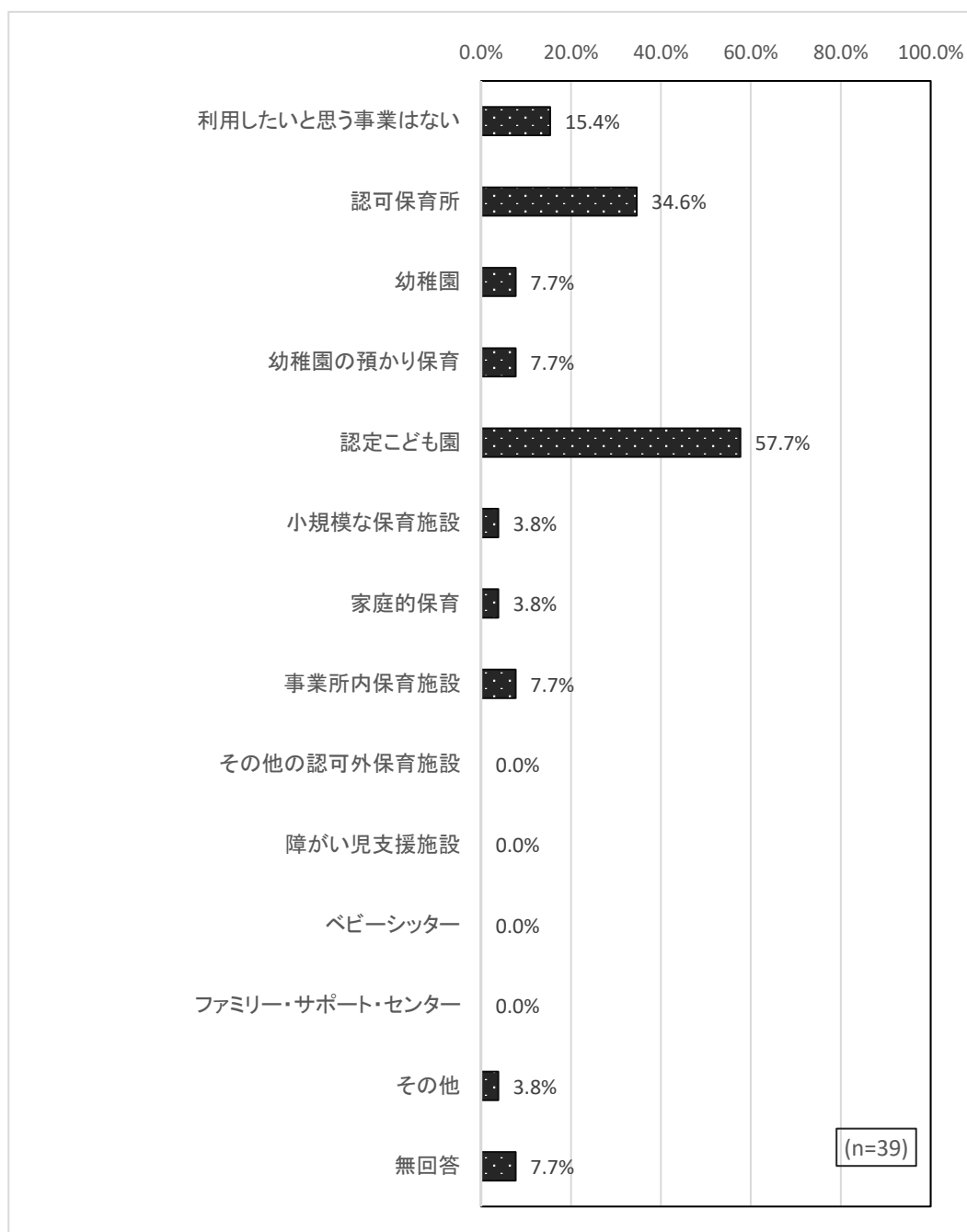
[1歳児]

認可保育所 50.0%、次いで認定こども園 33.3%という結果になりました。前回調査時よりファミリー・サポート・センター25.0%の利用希望率が上がっています。



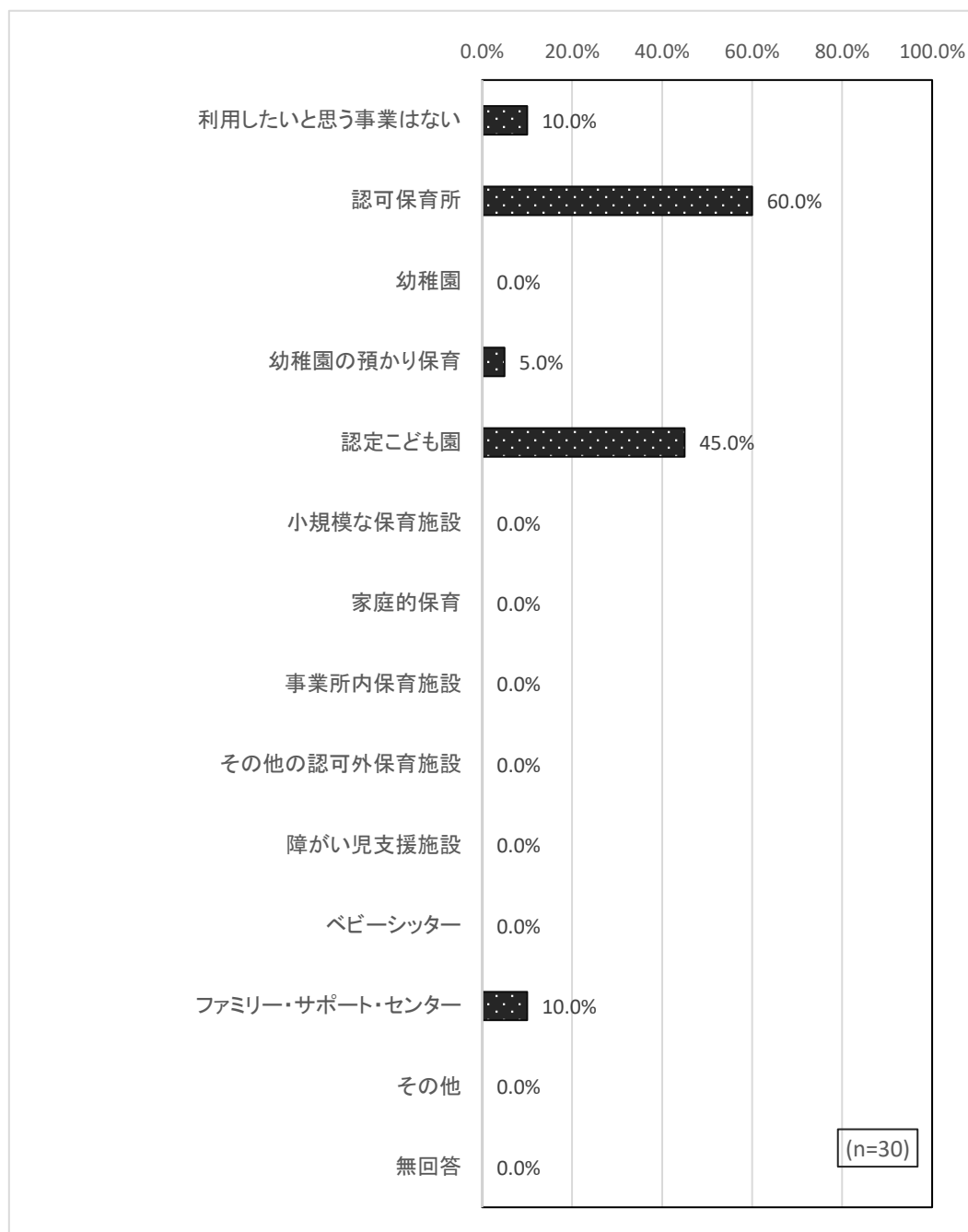
[2歳児]

2歳児が利用したいサービスは「認定こども園」が57.7%、「認可保育所」34.6%であるという結果になりました。



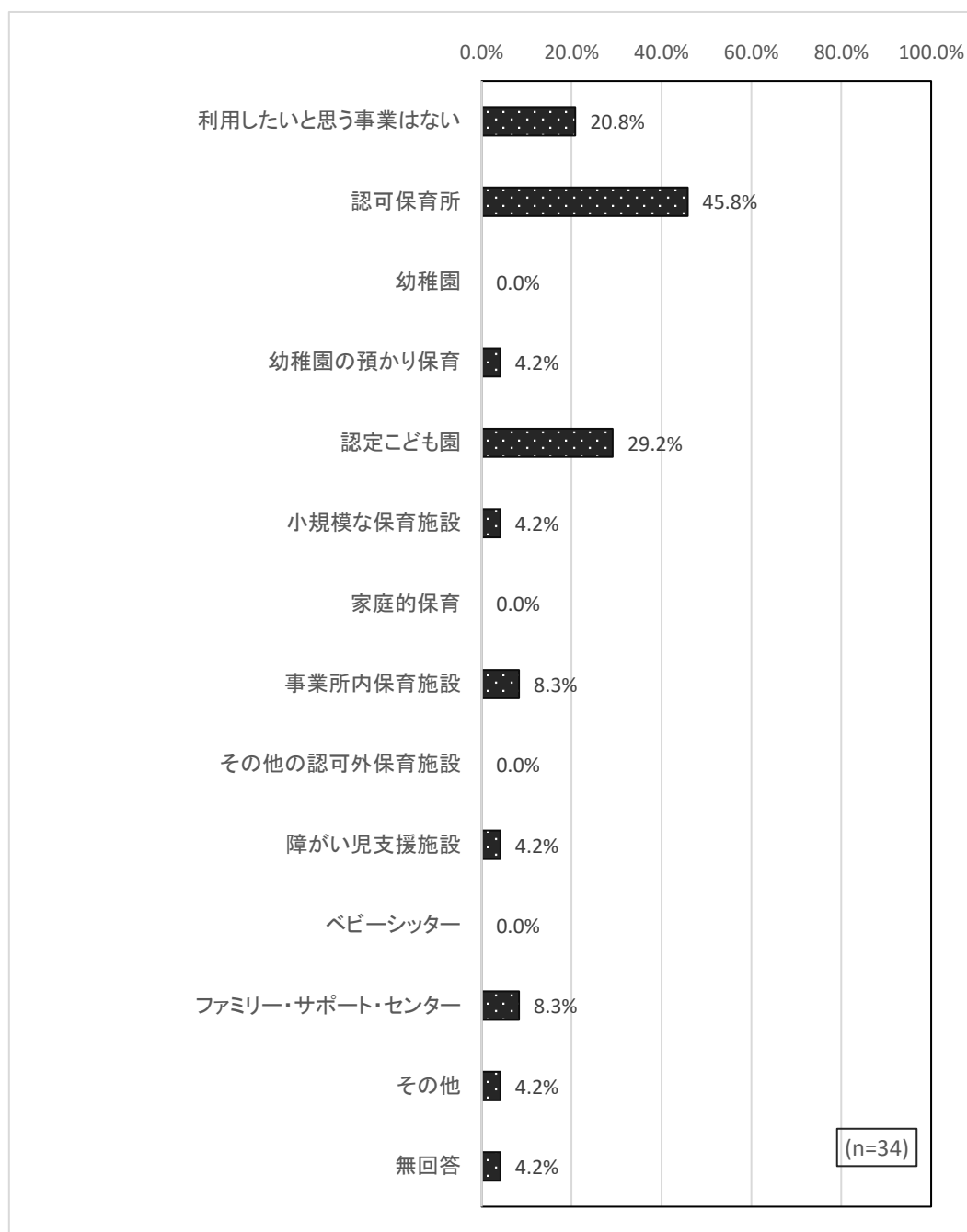
【3歳児】

3歳児が利用したいサービスも1歳児・2歳児と同様、「認可保育所」が60.0%、「認定こども園」45.0%、と大半を占めています。また、「ファミリー・サポート・センター」の利用希望が「10.0%」でした。



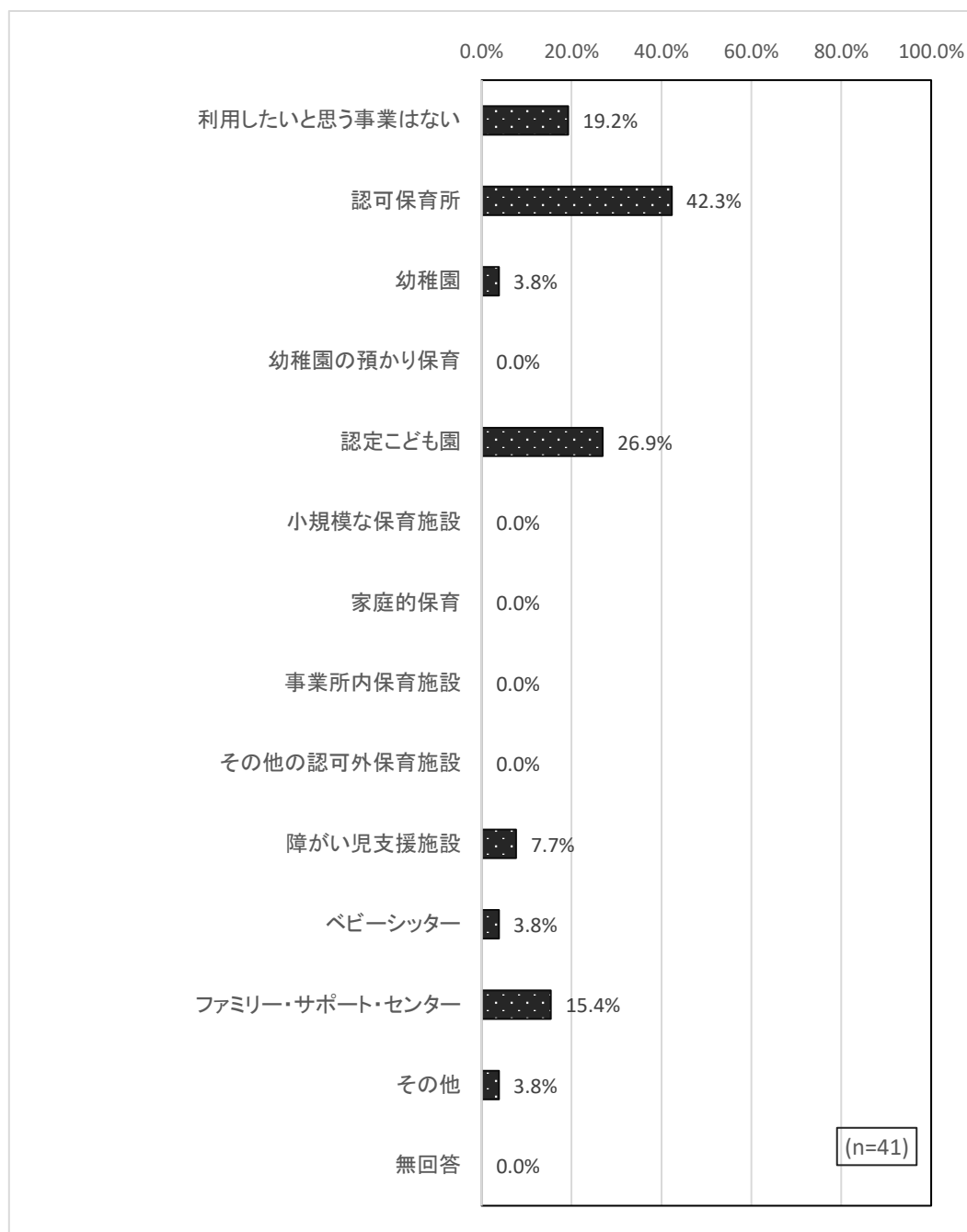
[4歳児]

4歳児については、「認可保育所」が45.8%、次いで認定子ども園29.2%、「事業所内保育施設」「ファミリー・サポート・センター」8.3%となっています。



[5歳児]

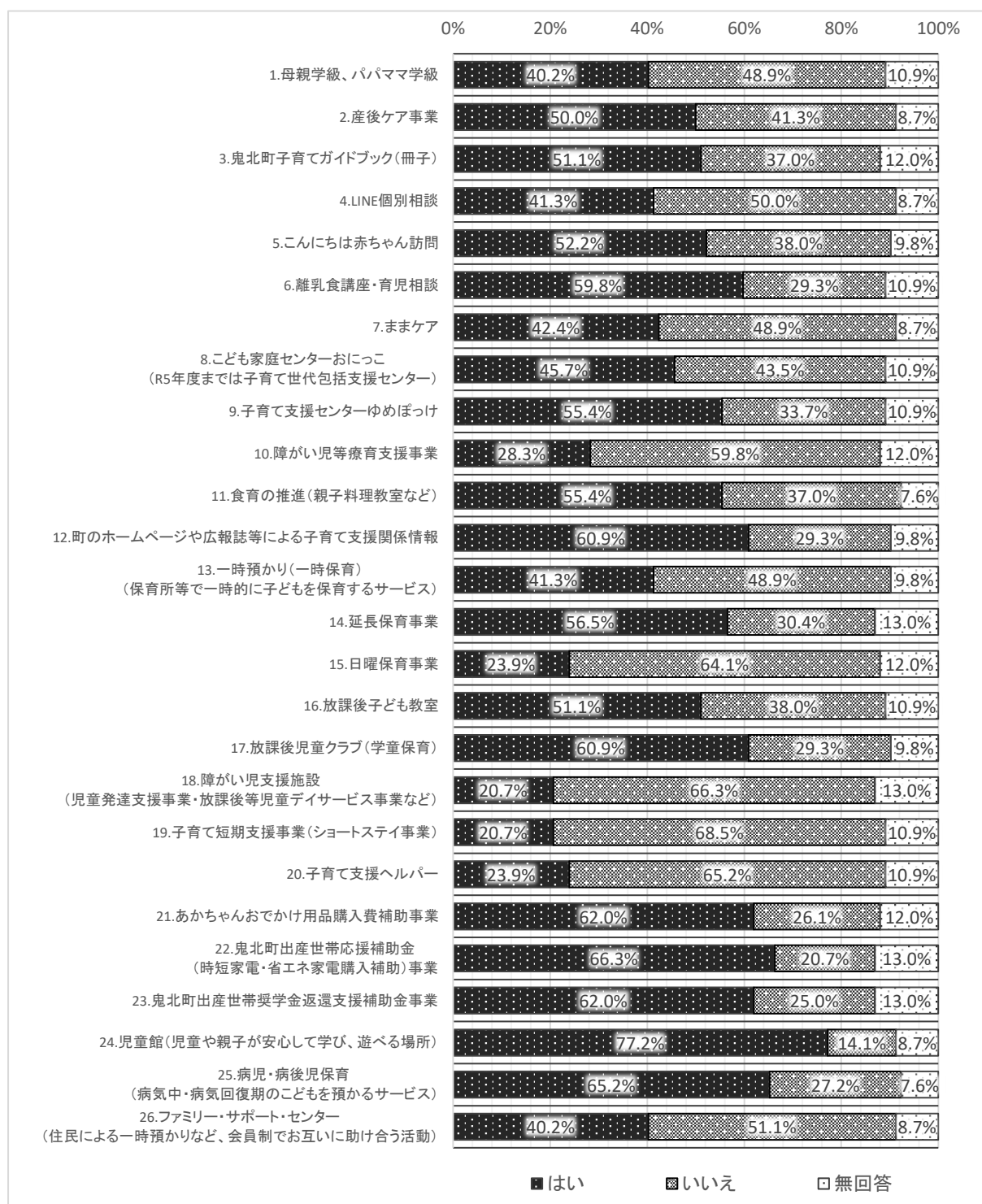
5歳児も1歳児～4歳児と同様、「認可保育所」が42.3%、「認定こども園」26.9%となっています。また「ファミリー・サポート・センター」を利用したいという意見が15.4%でした。



⑥ 下記の事業で知っているものや、これまでに利用したことがあるもの、今後利用したいと思うものをお答えください。

◆「今後利用したい」（利用希望度）◆

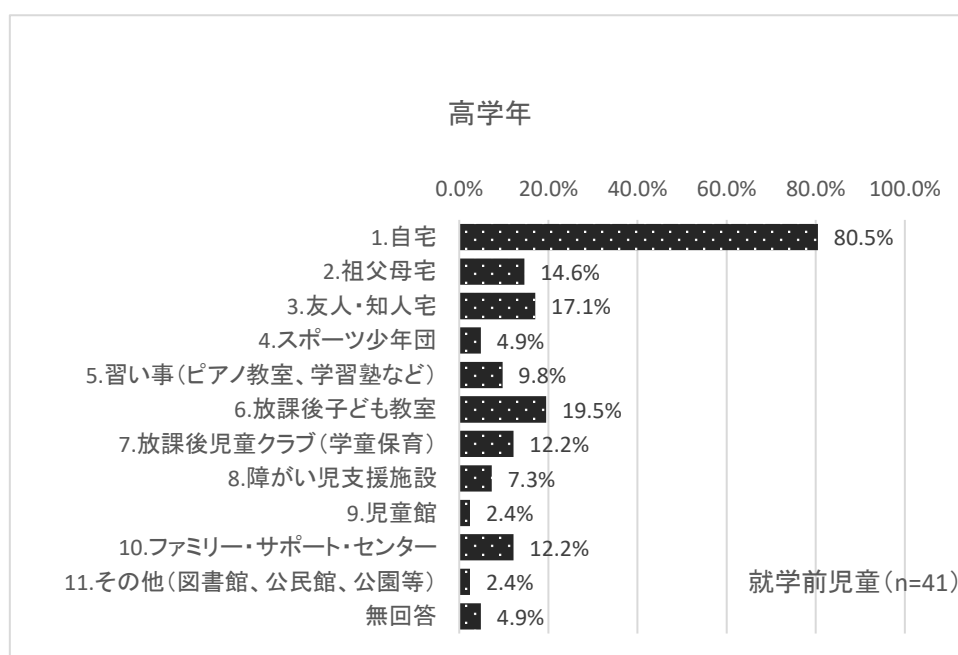
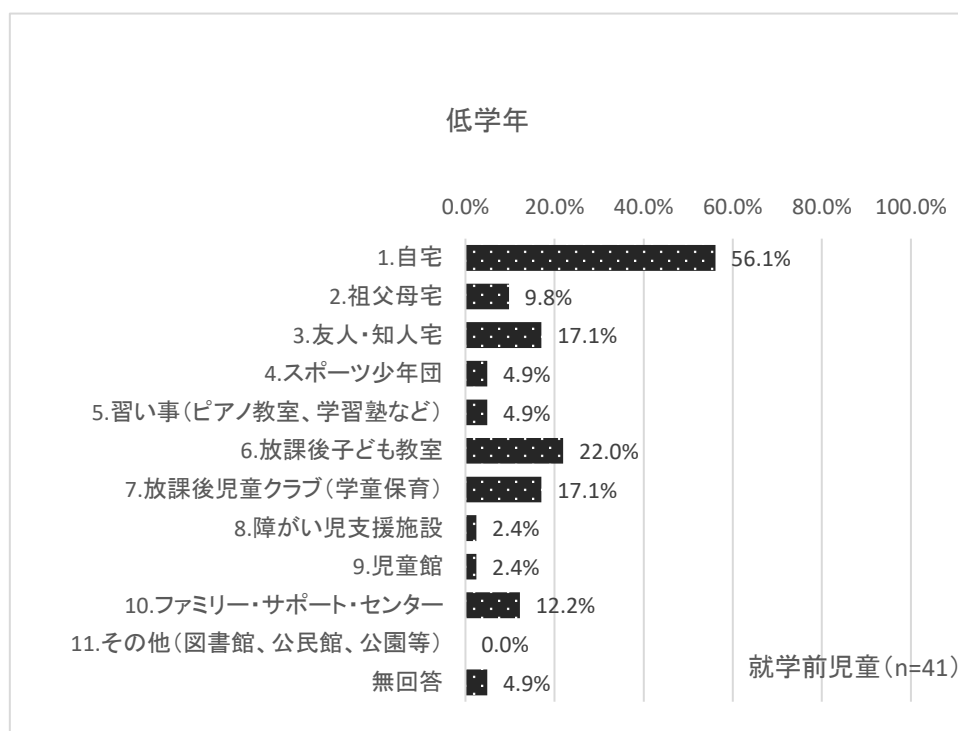
最も高かったのは「24.児童館」（77.2%）となりました。その他、60%を超える項目が「出産世帯応援補助金」、「病児・病後児保育」、「あかちゃんおでかけ用品購入費補助事業」や「出産世帯奨学金返還支援補助金事業」など6項目ありました。



⑦ お子さんについて、小学校低学年（１～３年生）のうちは、放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。また、小学校高学年（４～６年生）のうちは、放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。

※就学前児童のうち、来年度小学校へ入学されるお子さんのおられる方への質問です

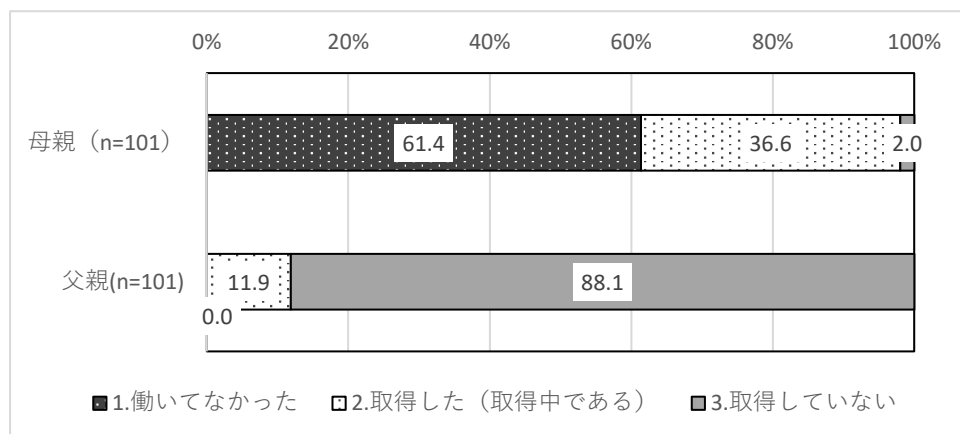
放課後に過ごさせたい場所は、小学校低学年・高学年いずれも、「自宅」が最も高く、低学年で56.1%、高学年で80.5%となっています。次いで「放課後子ども教室」(22.0%、19.5%)となっています。



⑧ お子さんが生まれた時、父母のいずれかもしくは双方が育児休業を取得しましたか。母親、父親それぞれについてお答えください。

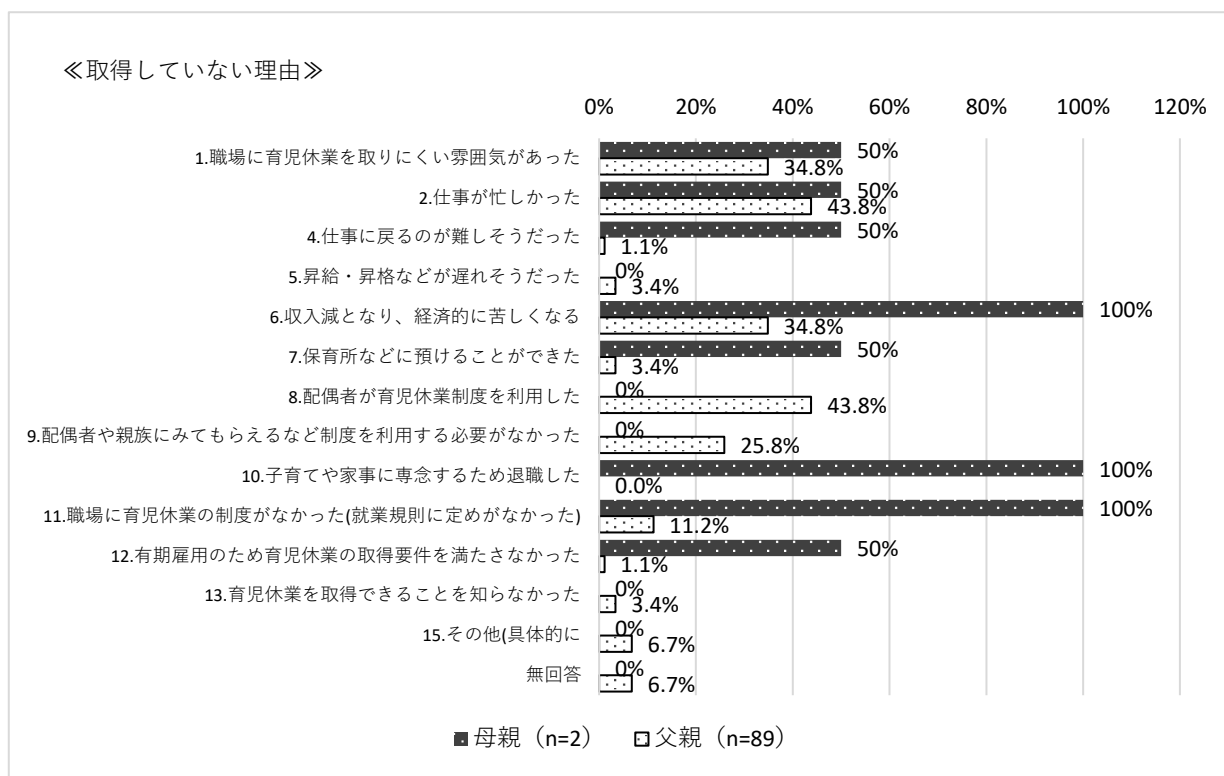
【取得状況】

母親では「取得した」が36.6%（37人）、「働いていなかった」が61.4%（62人）となっています。父親では「取得していない」が88.1%（89人）を占めており、「取得した」は11.9%（12人）となっています。



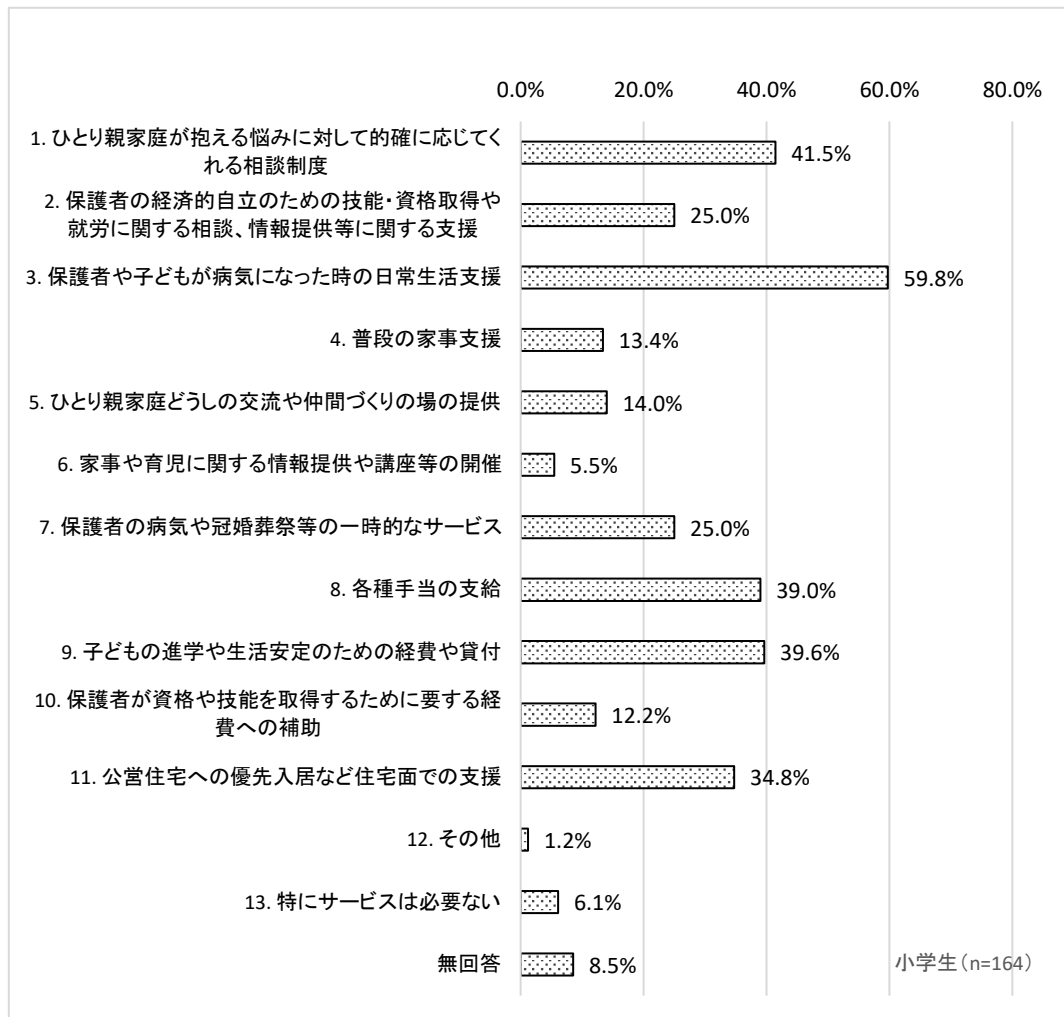
【取得しなかった理由】

母親では「収入減となり、経済的に苦しくなる」など3項目が100%（2人）であり、父親では「仕事が忙しかった」「配偶者が育児休業制度を利用した」が43.8%（39人）と最も多い理由となっています。



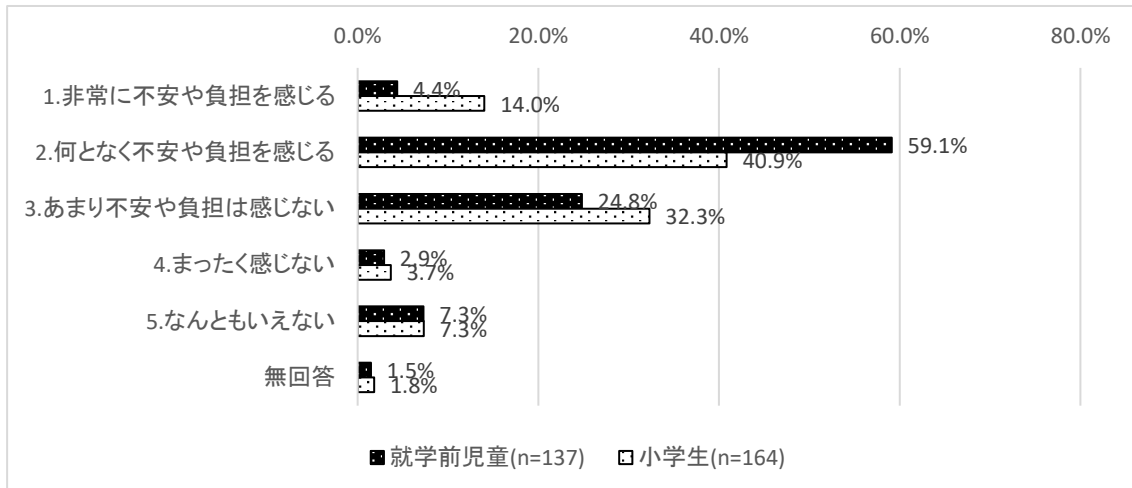
⑨ ひとり親家庭の支援策として、どのようなサービスが必要だと思いますか。

「保護者や子どもが病気になった時の日常生活支援」が59.8%（98人）、「ひとり親家庭が抱える悩みに対して的確に応じてくれる相談制度」が41.5%（68人）と高くなっています。



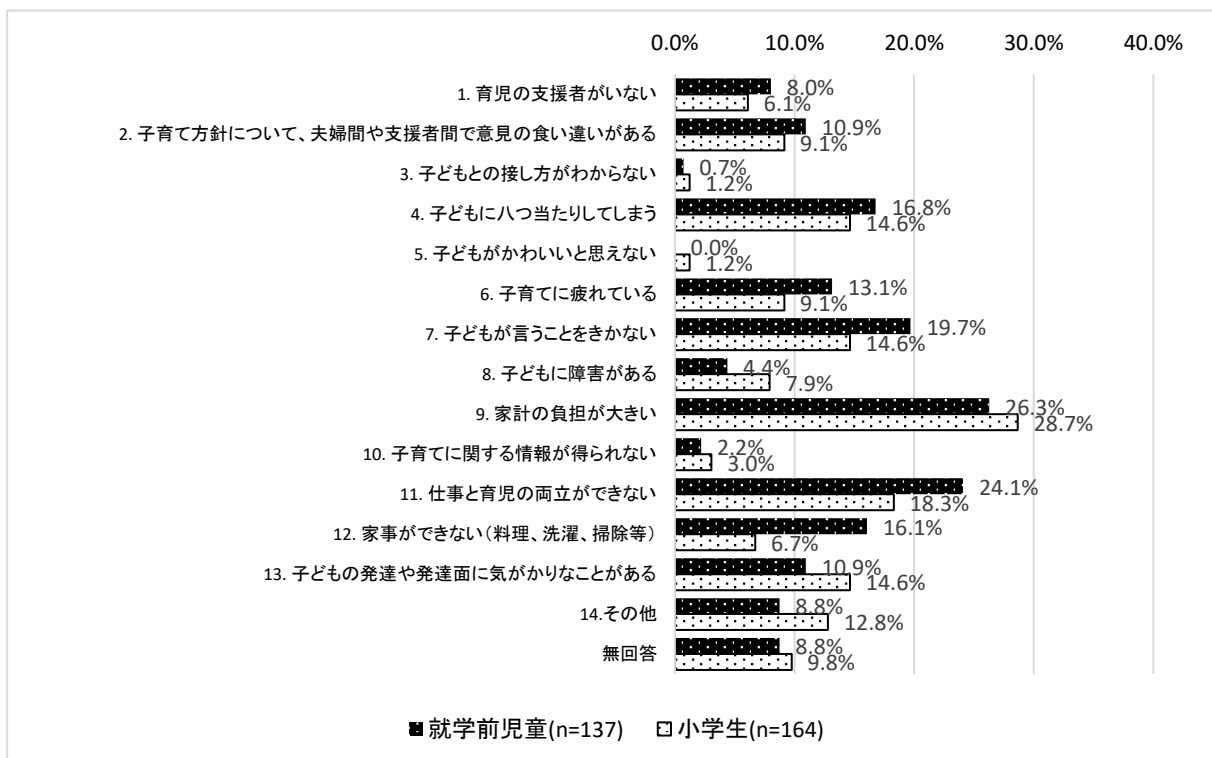
⑩ 子育てに関して不安や負担を感じることがありますか。

「非常に不安や負担を感じる」は就学前児童で 4.4%（6 人）、小学生で 14.0%（23 人）、「何となく不安や負担を感じる」は就学前児童で 59.1%（81 人）、小学生で 40.9%（67 人）となっており、何らかの不安を抱えている人が半数以上いるという結果になっています。



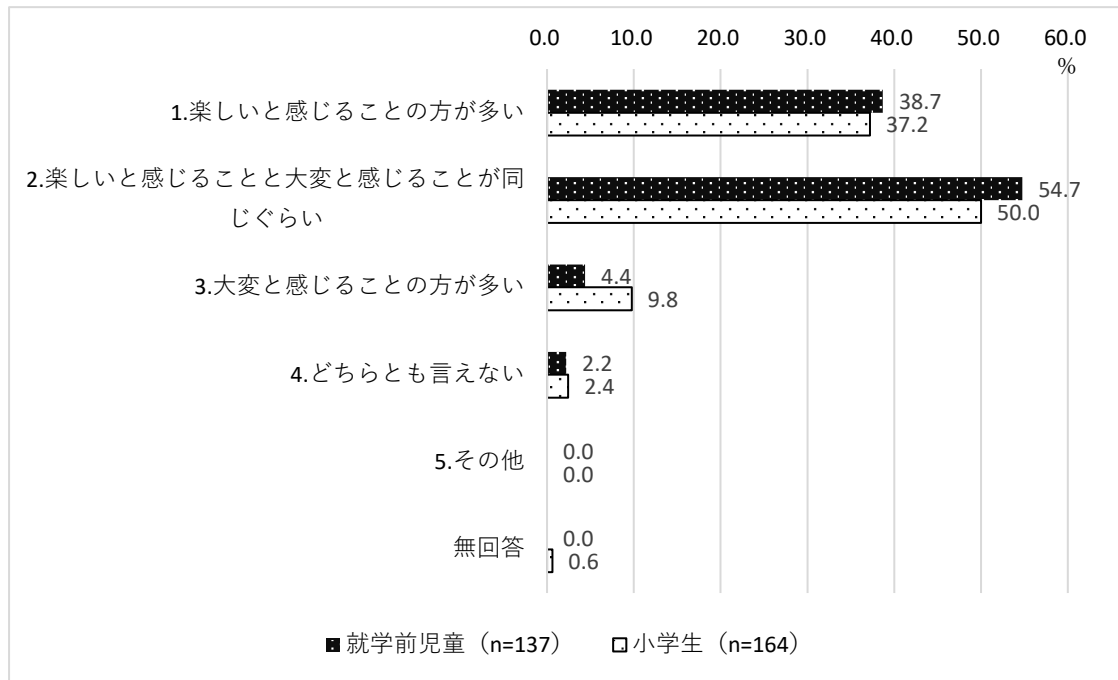
⑪ お子さんを育てていくうえでの困りごとはありますか。

就学前児童では「家計の負担が大きい」が最も高く、「仕事と育児の両立ができない」、「子どもが言うことをきかない」が続いており、小学生も同様に「家計の負担が大きい」が最も高く、「仕事と育児の両立ができない」が続く結果となりました。



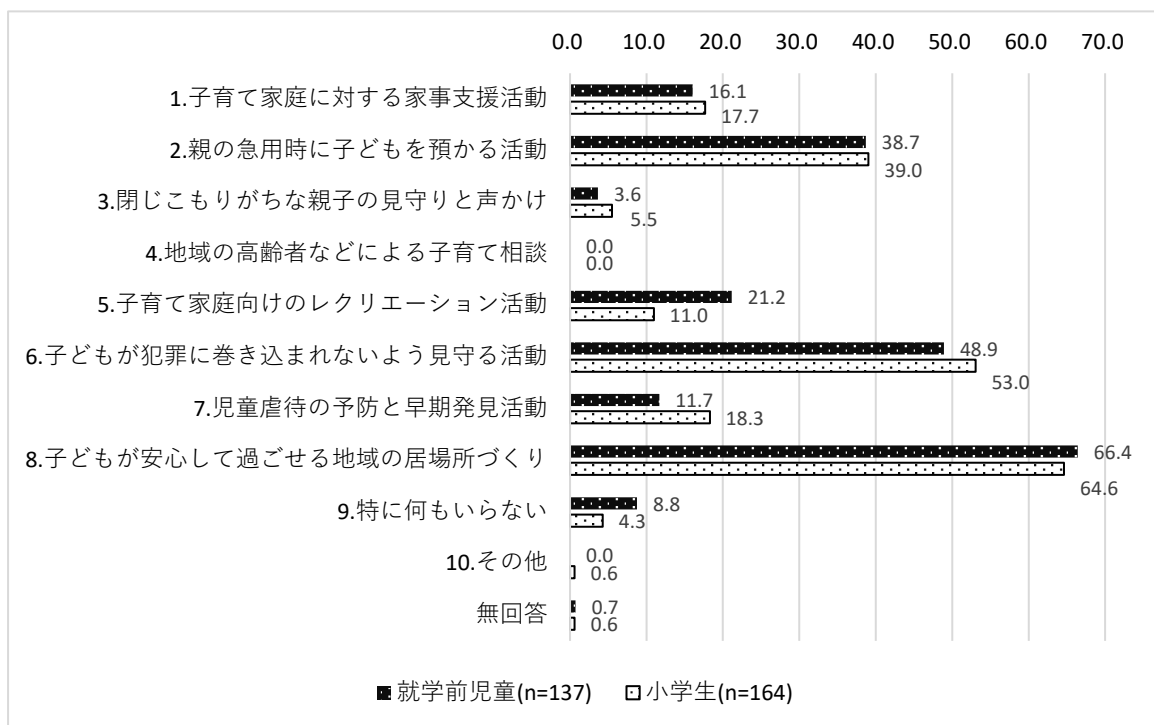
⑫ 子どもを育てることについて、あなたはどのように思いますか。

就学前児童、小学生ともに「楽しいと感じることと大変と感じることが同じくらい」が最も多く、次いで「楽しいと感じることの方が多い」となっています。



⑬ 地域において、子どもや子育て家庭に対してどのような支援活動があればよいと思いますか。

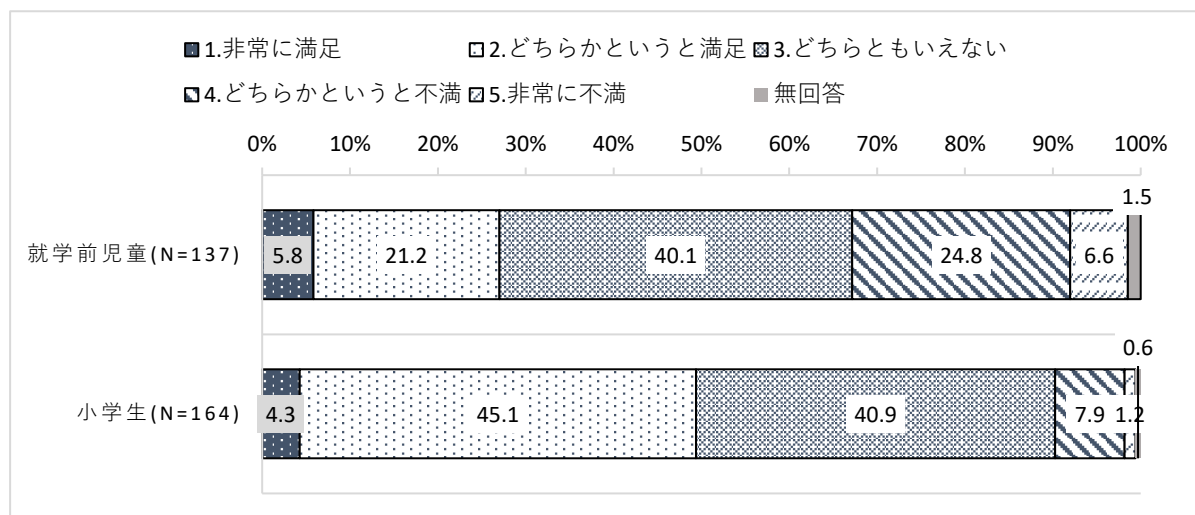
就学前児童、小学生ともに高いのは「子どもが安心して過ごせる地域の居場所づくり」、「子どもが犯罪に巻き込まれないように見守る活動」となっています。次いで「親の急用時に子どもを預かる活動」となっています。



⑭ 鬼北町における子育ての環境や支援への満足度について当てはまる番号1つに○をつけてください。

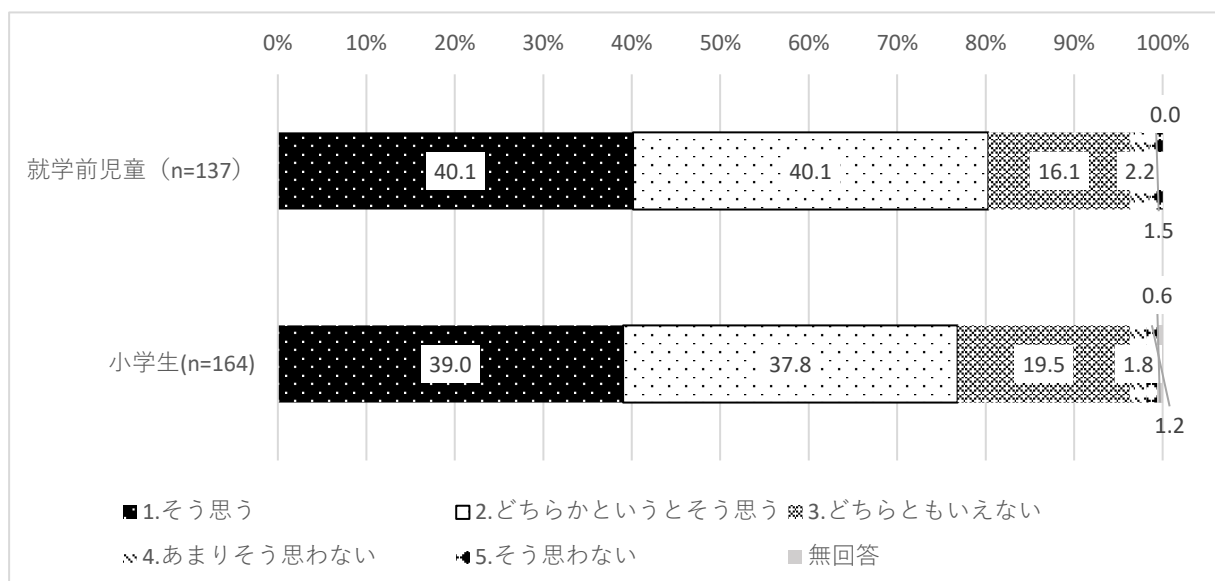
就学前児童では、「非常に満足」(5.8%)と「どちらかという満足」(21.2%)を合わせると27.0%で、「どちらともいえない」は40.1%(55人)となっています。また、満足度が低いと回答した人は31.4%(43人)でした。

小学生では、「非常に満足」4.3%(7人)と「どちらかという満足」45.1%(74人)を合わせると49.4%、「どちらともいえない」40.9%(67人)となっています。また、満足度が低いと回答した人は9.1%(58人)でした。



⑮ 今後も鬼北町で子育てをしていきたいですか。

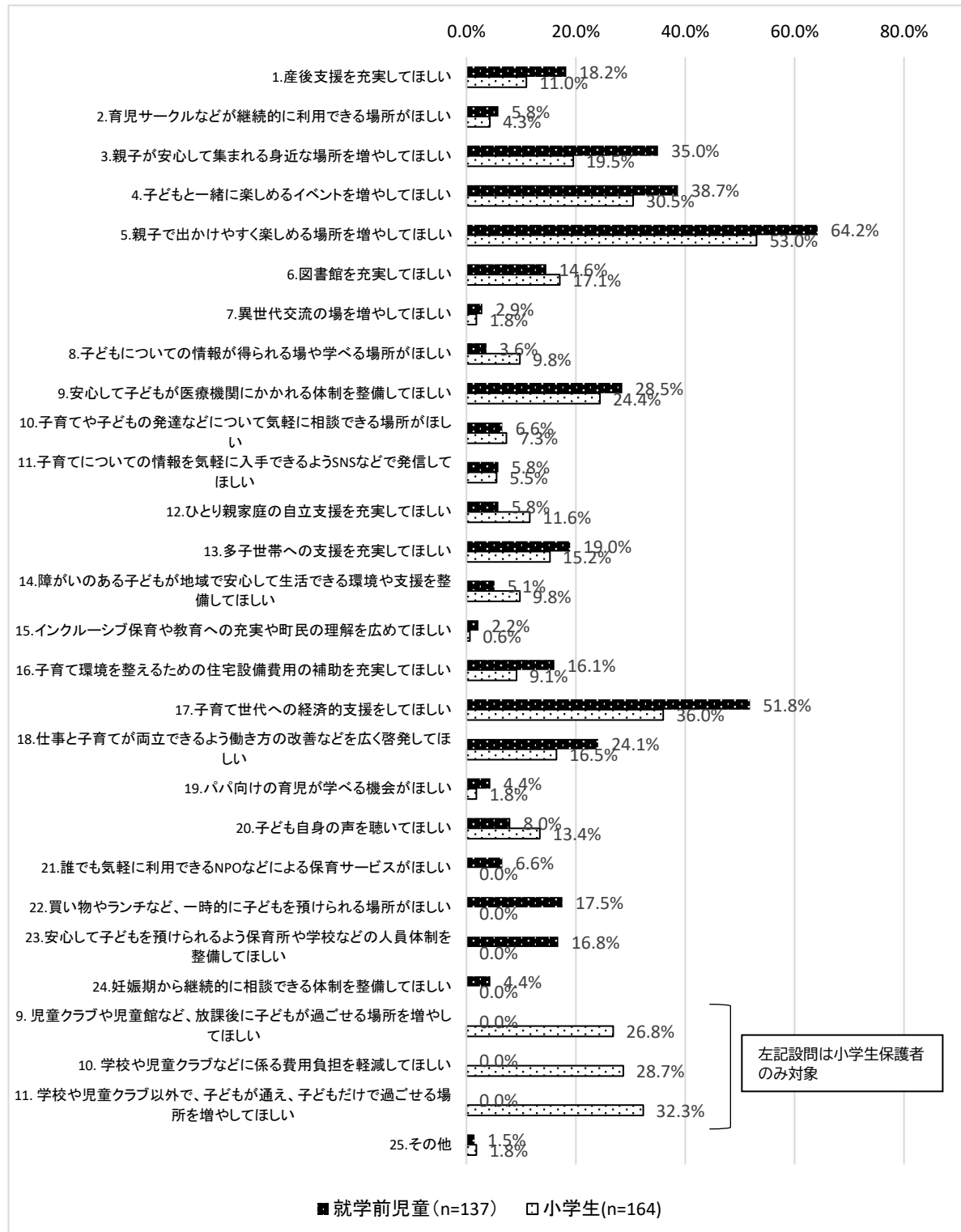
就学前児童では、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせると80.2%、小学生では76.8%といずれも高くなっています。



⑯ 子育てしやすいまちにするためには、どのような支援が必要だと思いますか。

就学前児童では、「親子で出かけやすく楽しめる場所」が64.2%、「子育て世代への経済的支援」が51.8%と高くなっています。

小学生では、同じく「親子で出かけやすく楽しめる場所」が53.0%、「子育て世代への経済的支援」が36.0%となっており、次いで「子どもだけで過ごせる場所」が32.3%となっています。



【現状及びニーズ調査から見えてきた課題】

①保育におけるニーズ

鬼北町では、国・県と比較しても女性の就労率が高く、保育サービスにおいて様々なニーズがあります。

会員同士の支え合いで子育てのサポートを行うファミリー・サポート・センターのニーズについて前回調査より高くなっていることなど、ニーズや実態を踏まえてサービスの展開を検討していく必要があります。

②気軽に相談できる相手や場所

鬼北町において現在、子どもや子育てにまつわる相談窓口として、子育て支援センターゆめぽっけやこども家庭センターおにっこがありますが、まだまだ相談機関として認識されていないようです。お子さんや子育てのことについて、安心して相談ができ、親同士の交流が図られる場となるよう努めていくことが必要です。

③経済的負担を感じており、将来への不安感につながっている

子育てにおける家計の負担が大きいことが将来への不安感につながっており、経済的支援を求める意見が多くありました。

世帯収入が増えると生活水準の向上や子どもの教育資金の計画が立てやすくなることから、経済の底上げなど世帯収入の増加に直結する取組が期待されます。

また、現在実施している補助金事業を継続し、子育て世帯を経済的にも支える仕組みについても、実態を踏まえて見直しを検討していく必要があります。

④鬼北町での子育ての満足度及び町に求めるもの

鬼北町における子育ての環境や支援への満足度に対しては、「どちらともいえない」を含めると満足度は高くありません。より子育て世代に寄り添った支援や子育て環境づくりが必要であると言えます。

また、町が重点的に取り組む必要があると思われるものについては、「親子で楽しめる場所」「子どもだけで過ごせる場所」といった“居場所”を求める意見が多く、現状を踏まえたうえでどのように施策を展開していくか検討していく必要があります。

8. 事業所ヒアリング結果

子育て環境からみた地域や園の特性や、各施設の取組状況、課題等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的とした「事業所ヒアリング調査」を実施しました。

【ヒアリング実施事業所】

①NPO 法人ひだまり工房 放課後デイサービス こどものおうちパーティー	⑥鬼北町保健介護課保健係
②きほくの里保育園	⑦鬼北町教育委員会教育課学校教育係
③認定こども園さくら	⑧放課後児童クラブ
④認定こども園ゆずっこ	
⑤南愛媛療育センター相談支援事業所	

【ヒアリング調査内容】

- 1 子育て環境から見た地域や園の特性について
地域の環境特性を教育・保育に活かしていくための取組
- 2 各施設の取組や特長、課題などについて
体力やコミュニケーション力を伸ばしていく教育・保育についての取組
- 3 地域や多世代とのふれあいや交流について
地域での交流が活発に行われるような取組
- 4 発達障がい、気になる子どもなどへの対応について
保護者の理解を得ながら発達障がいの子ども気になる子どもへの支援を進めるための取組
- 5 食育やアレルギー対応などについて
アレルギーの子どもの対応、注意点。食育教育について感じていること
- 6 施策やサービスに対するアイデアや思っていることについて
現在実施している施策や事業のほか、さらなるニーズに対しての考え。その他、サービス提供について感じていること
- 7 近年の「子育て」について
子育て世代やその子育ての考え方など、日頃、感じていること、課題だと思うこと
- 8 その他
日頃の業務を行うなかで、疑問、課題だと思うこと

【ヒアリングから見えてきた課題】

①子どもたちの遊びの変容

家庭生活上、スマートフォン、ゲーム、DVD鑑賞といった体を動かさない遊びが主流となり、体力の低下が懸念されているだけでなく、長時間使用することで、視力低下、睡眠不足、コミュニケーション能力低下や思考力低下など様々な悪影響が危惧されます。

また、絵本離れが顕著だという意見もありました。絵本の読み聞かせは、子どもの想像力や言語能力、集中力、感情表現力などの能力を育む効果が期待されており、また、親子のコミュニケーションを深める効果もあることから、積極的に推奨していくことが求められています。

②発達障がい児の増加

以前と比べ、発達に障害のある、あるいは、その傾向が見て取れる子どもが増加しているという意見が多くありました。

本町では5歳児健診を実施し、南愛媛病院への受診をすすめるという仕組みは確保されていますが、更なる支援の充実が望まれており、小学校入学後から高校卒業までの期間の繋ぎやきめ細やかな相談支援が求められています。保護者、保育士、教員等の障害特性への理解を深める取組が必要となります。

③保護者の意識変容

保護者の生活スタイルに子どもを合わせる、といった考え方の家庭が増えているのでは？という声が多く聞かれました。子どもの発育や将来を見据え、「子育て力」を伸ばしていく取組が求められています。

④食育の課題

朝ごはんを食べていない、朝食にカップラーメンを食べる、自分で食べることをさせず親が介助する、など食にまつわる問題が見られます。

家庭においても無理なく食育をすすめられるよう情報を発信したり、学びの場を設けたりするなど、子どもと保護者のための食育が必要です。

⑤人材の不足

全国的な傾向ではありますが、保育士や指導員不足の声が多くあり、人員の増員、待遇改善の声が多く挙がっていることから、確保に向けた取組が必要となります。

⑥ニーズを捉えたサービスの充実

本町は、子育てにおいて祖父母のサポートを受けている家庭が多くありますが、児童クラブや放課後等デイサービスの受入れ時間の拡大を求める意見も多くあります。障がいのある児童の児童クラブでの受け入れやファミリー・サポート・センターなどの仕組みづくりなどサービスの充実を検討する必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

子どもたちは誰でも、未来を創造し、地域に希望を与える大切な存在です。

子どもたちが安心できる環境で、主体的な思考と行動を学び、心豊かで責任ある大人に成長できるよう支えていくことが、子どもたちの明るい未来を守ることになります。

そのためには、子どもたちにとっての最善の利益を常に考え、子育ての第一義的な責任は親にあるという基本的な認識のもと、社会全体で子どもと子育て家庭を支えるまちづくりを推進していくことが必要です。

子どもたちの笑顔と未来を、地域の中で支え合いながら守り育てるまちづくりを目指し、以下を本計画における基本理念とします。

基本理念

**子どもの笑顔と明るい未来を
みんなで守り育てるまち きほく**

2. 基本的な視点

本計画は、次の基本的な視点に立って、施策を展開していくものとします。

1. 全ての子どもの視点

子どもは、社会の希望、未来をつくる力です。そのためにも、子どもは家族の愛情の下に養育され、自らも家族の一員としての様々な役割を果たしながら成長を遂げていくことが必要です。

子どもたちが健やかに育ち、一人ひとりが持っている個性や可能性が存分に発揮されるよう、大人の都合を優先するのではなく、子どもたちが何を考え、何を望んでいるのか、子どもの視点に立ち、施策を展開します。

2. 子育て家庭を取り巻く環境の変化に対応する視点

世帯の小規模化に加え、就労形態の変化などにより、保護者の子育てに関するニーズも多様化・不安定化しています。また近年、両親が国際結婚であるなど外国につながる子どもの増加、不登校・引きこもり、子どもの貧困など、悩みや不安を抱える家庭も多くなっています。

こうした多様化する問題や環境を的確にとらえた対応を行うとともに、周囲の様々な支援を受けながら、子育ての経験を通じて「親育ち」が促進される取組を強化します。

また、令和6年度から「こども家庭センター」を設立し、子育て家庭の相談窓口として、これまで以上にきめ細やかな対応を展開します。

3. 地域で子どもを育て子育てを支えあう視点

子どもは家庭や子ども同士の関係だけでなく、地域の人々や文化と関わる中で、豊かな人間性を身につけていきます。地域には保育園・小学校や障がい児支援施設など、子育ての知識や技術、人材、施設などの福祉・教育資源を有しており、そうした資源を有効に活用しつつ、子どもの成長にとってより良い環境づくりのために、地域社会全体でそれぞれの役割を担いながら、子どもや子育てを見守り、支え合うことができる仕組みづくりに取り組みます。

また、地域活動団体、地域の高齢者、民間事業者、自然環境、伝統文化等の社会資源、保育園・学校施設など、既存公共施設等の十分かつ効果的な活用を図ります。

4. 結婚・妊娠・出産・育児・育成まで、切れ目のない支援の視点

子どもを産み育てたいと願う人から、妊娠・子育て中の人まで、誰もが安心して出産・子育てができ、子育てが楽しいと感じられるよう、結婚・妊娠・出産・育児・育成にわたるまで、様々なニーズに対し、切れ目のない支援の充実を図ります。

子ども時代からの心と体の健康づくりは、未来をつないでいくために重要です。自分や他者の性を大切にすることや性・生殖に関する正確な知識をもつことなど、幼児期から切れ目なく学び、健康的な生活を送ることで、未来の子どもの健康の可能性を広げることから、若い世代や子育て世代への啓発を強化していきます。

3. 基本目標

本計画の基本目標については、次の8つを設定し、子ども一人ひとりに応じて実施する一貫した教育・保育・子育て支援の提供とともに、生活環境の整備や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の促進、安全の確保や要保護児童対策などの基本目標を設定し、子どもの最善の利益の確保に向けて、課題に応じた施策を総合的に展開します。

基本目標1 子ども・子育て支援事業の推進

- 全ての家庭における子育てを支援するため、適切な量の見込みと確保策を設定したうえで、関係機関・団体などが連携し、子育て家庭の様々な状況に応じて柔軟に利用できる支援サービスの提供を図ります。
- 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう学習や様々な体験・活動などを行う事業（放課後子ども教室）をはじめ子どもの居場所づくりに努めます。
- 子どもたちの安全と自主性を尊重しながら、子どもたちや子育て世代の居場所づくりや活動の促進を図ります。

基本目標2 子どもや母親の健康の確保及び推進

- 母親の出産前後の心身両面のケアを厚くするなど、母親が安全に安心して子どもを産み育てることができるように支援するとともに、子どもの発育や成長段階に応じて一貫した健康の維持・増進、望ましい食生活を促進し、生涯にわたる健康な生活の基礎を築きます。

基本目標3 子育てを支援する生活環境の整備

- 子どもが健やかに育つことのできる住宅環境づくりを促進します。
- 子どもたちが伸び伸びと安全にまちに出て遊び、また、子育て家庭が安心してまちに出かけられるよう、安全な道路環境を整備するとともに、子育て家庭の利用に配慮した施設・設備の改善を図ります。

基本目標 4 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

- 子どもたち一人ひとりの個性と可能性を伸ばし、豊かな人間性とたくましく生きる力を培うことができるよう、保育所、学校などが連携し、子どもの成長段階に応じた教育内容の充実と学習環境の向上を図ります。
- 次代の親づくりも視野に入れながら、自分の体を知り大切にしていける基本的な学びを推進し、子どもたちの男女共同参画意識の醸成、乳幼児との交流などを推進します。
- 子どもの父母などの子育てに対する意識を向上させ、家庭の子育て力の向上を図るとともに、地域の様々な資源を活用し、地域の子どもたちを地域の人たちで育てていける環境をつくります。

基本目標 5 職業生活と家庭生活との両立の推進

- 子育てと仕事が両立できるよう、ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及に努め、職場における子育て支援を促進します。
- 子育てを、父親、母親が協力し合いながら楽しく進めていくことができるよう、男女共同参画の意識づくりを図ります。

基本目標 6 子どもの安全の確保

- 子どもたちが安心してまちを歩けるよう、交通安全教育を推進するとともに、犯罪のない安全なまちづくりを推進します。
- 災害時に備え、行政・地域・家庭それぞれがいざという時の行動を想定し、子どもたちと一緒に考え、安心・安全につなげます。

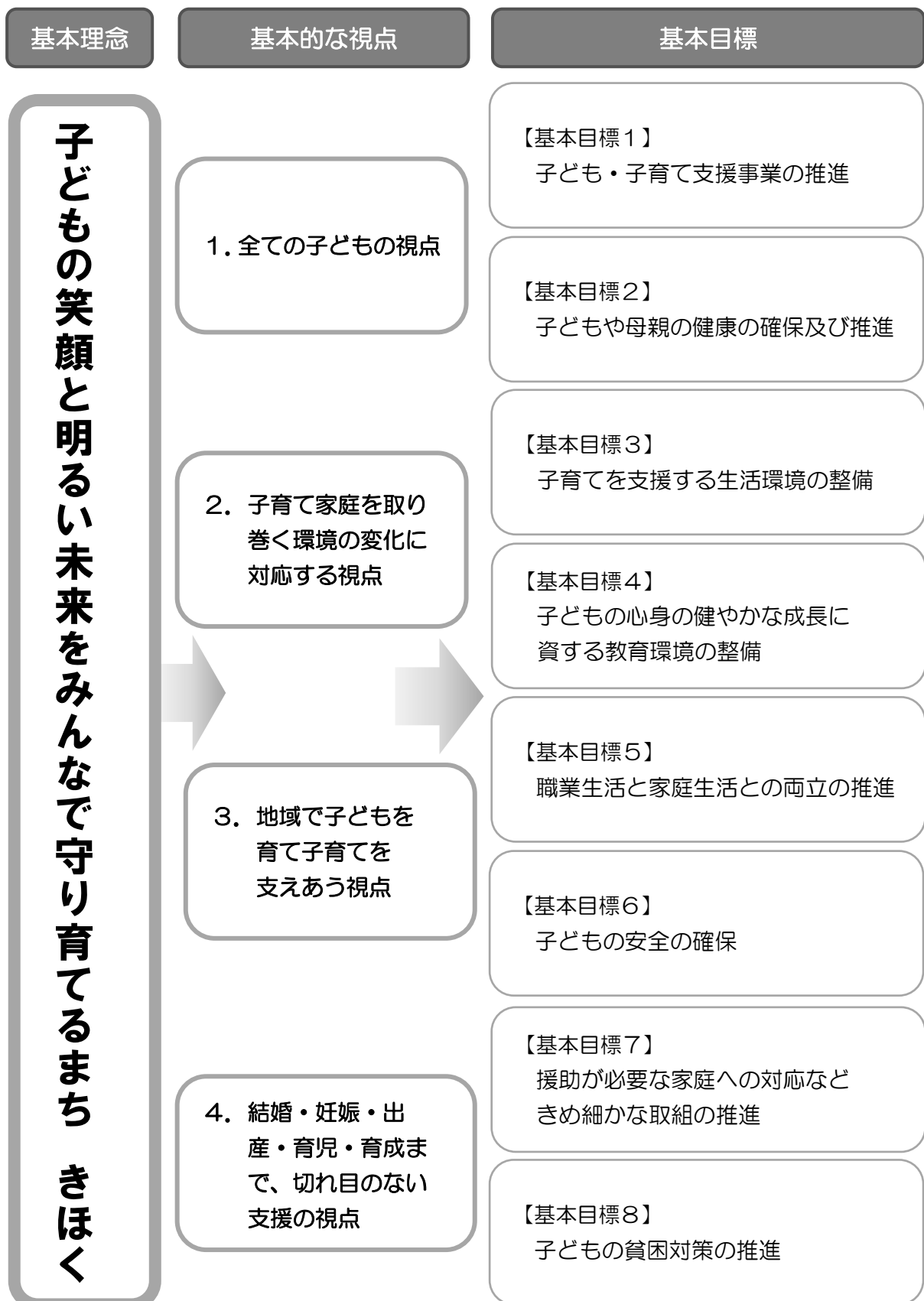
基本目標 7 援助が必要な家庭への対応などきめ細かな取組の推進

- 子どもの人権が守られるよう、意識の向上を図るとともに、関係機関のネットワークや地域全体が連携し、児童虐待の芽を早期に発見し未然に防ぐことができる体制を整備し、児童虐待防止への迅速な対応を図ります。
- ひとり親家庭に寄り添い、必要な支援を図ります。
- 早期療育、教育など、障がいのある子どもの状況に応じて切れ目なく必要な支援を図り、子ども時代の成長と一人ひとりの夢実現を支えます。

基本目標 8 子どもの貧困対策の推進

- 「子どもの貧困対策に関する大綱」及び愛媛県の子どもの貧困対策に沿って、子どもが健やかに育成される環境整備を推進します。

4. 施策体系



第4章 基本目標の展開

1. 子ども・子育て支援事業計画の推進

(1) 教育・保育提供区域の設定

本計画では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、需要の指標となる量の見込やその確保策を「教育・保育提供区域」ごとに設定することが「子ども・子育て支援法（第61条2）」に定められています。

教育・保育提供区域は、事業資源の配置バランス上の枠組みであり、細かく設定すれば、きめ細やかな計画になりますが、弾力的な運用がしづらいものとなります。

本町では、第2期計画と同様に、町内全域で柔軟な需給体制を確保するため、教育・保育提供区域を全町1地区と設定します。

(2) 子どもの将来推計

計画期間における0～11歳の子どもの人口は、過去5年（令和2年～6年、各年4月1日現在）の住民基本台帳人口に基づき、コーホート変化率法※により推計を行った結果、就学前児童数は令和6年現在の258人から令和11年には235人と減少が見込まれ、小学校児童数は令和6年現在の330人から令和11年には262人と減少する見込みとなっています。

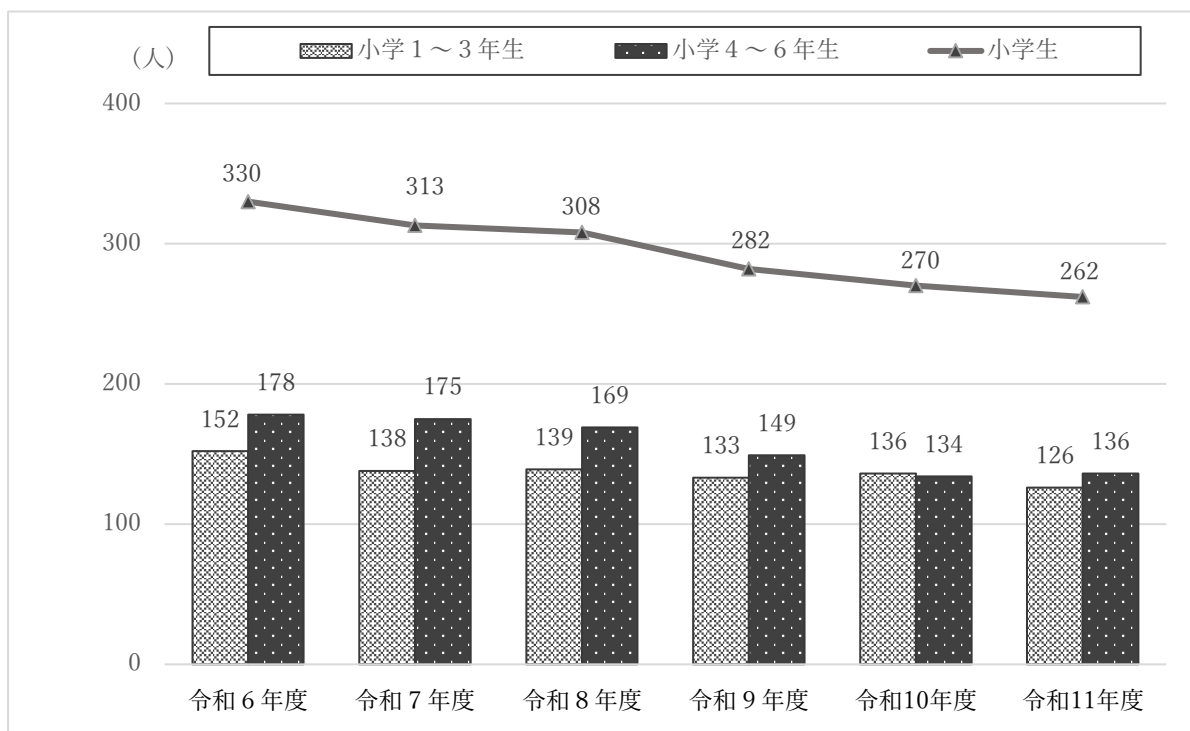
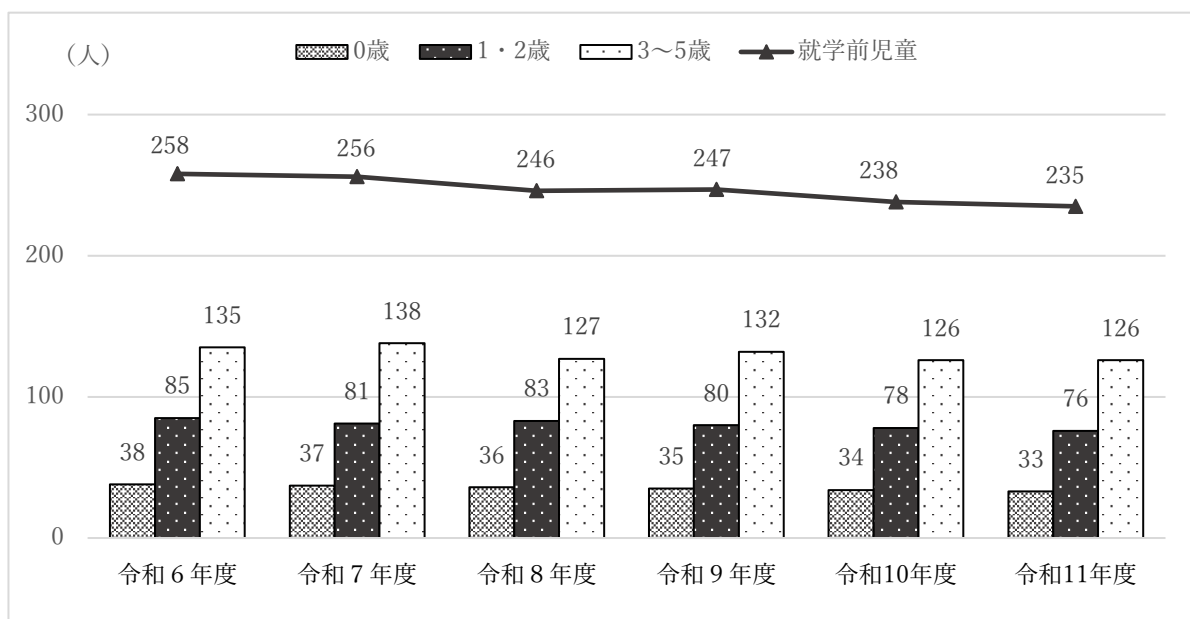
※コーホート変化率法

各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。なお、ここでいう「コーホート」とは、同じ年（または同じ時期）に生まれた人々の集団のことをさします。

(人)

年齢	令和6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
0歳	38	37	36	35	34	33
1歳	38	41	40	39	38	37
2歳	47	40	43	41	40	39
3歳	40	49	41	44	43	42
4歳	52	39	48	41	44	42
5歳	43	50	38	47	39	42
6歳	45	44	51	39	47	40
7歳	50	45	44	51	39	48
8歳	57	49	44	43	50	38
9歳	65	58	50	45	43	51
10歳	54	63	56	48	43	42
11歳	59	54	63	56	48	43

(単位：人)	令和6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
就学前児童	258	256	246	247	238	235
0歳	38	37	36	35	34	33
1・2歳	85	81	83	80	78	76
3～5歳	135	138	127	132	126	126
小学生	330	313	308	282	270	262
1～3年生	152	138	139	133	136	126
4～6年生	178	175	169	149	134	136

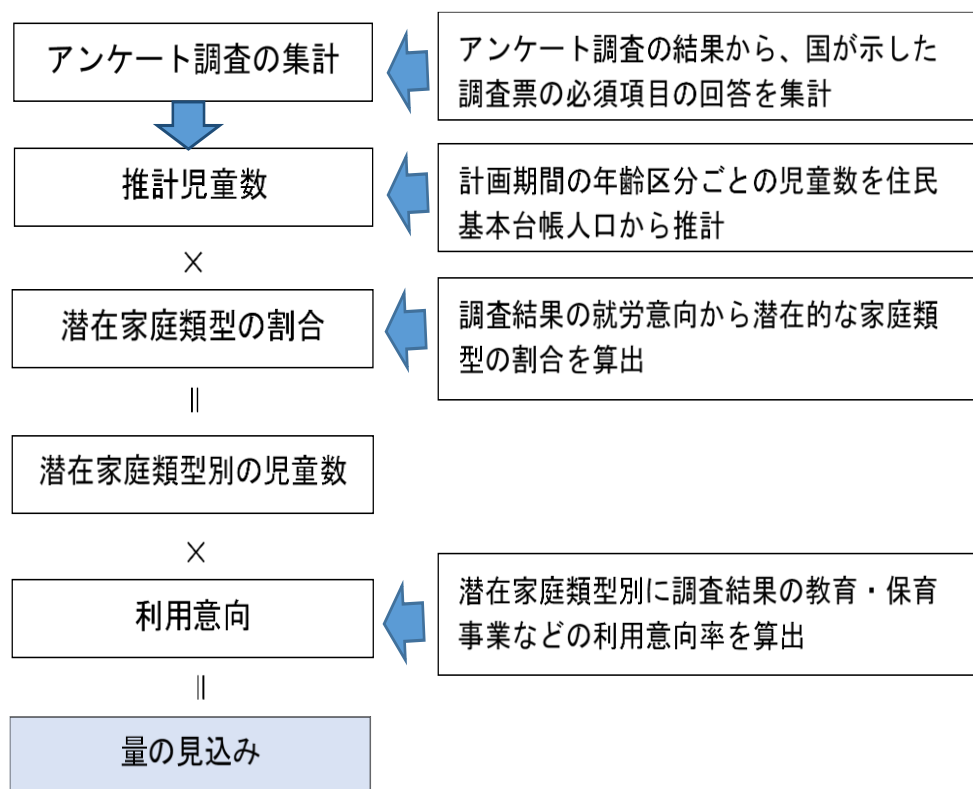


(3) 量の見込みの算出手順

「量の見込み」とは、子ども・子育て支援給付の需要量の見込みのことで、子ども・子育て支援事業計画に、その確保方策（供給見込み）とともに、掲げていくことが求められています。

その算出にあたっては、国が示す「量の見込みの算出等のための手引き」に従い、全国で共通の項目について算出を行い、一部実績値をもとに修正を行いました。

【算出手順】



(4) 教育・保育事業の推進

量の見込みに対し、現在の提供体制で十分確保できる見通しとなりますが、社会問題にもなっている保育士不足は深刻であり、本町においても顕著となっていることから保育士の確保に努めていきます。

また、幼稚園については本町では未実施の事業となっておりますが、令和5年度に幼稚園機能と保育所機能を併せ持つ認定こども園を2園開設したことにより、保育ニーズの変化に対応しています。認定区分によらず柔軟な受け入れを行うなど、質の確保された教育・保育の受け皿を整え、提供体制を確保していきます。

① 1号認定の量の見込みと確保方策

	令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
①量の見込み(人)	2	2	2	1	1
②確保方策(人)	9	9	9	9	9
特定教育・保育施設(人)	9	9	9	9	9
自市町村分(人)	9	9	9	9	9
認定こども園					
他市町村分(人)	0	0	0	0	0
確認を受けない幼稚園(人)	0	0	0	0	0
幼稚園＋預かり保育(人)	0	0	0	0	0
②－①	7	7	7	8	8

② 2号認定（保育ニーズ）の量の見込みと確保方策

	令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
①量の見込み(人)	126	109	112	109	111
②確保方策(人)	151	151	151	151	151
特定・教育保育施設(人)	151	151	151	151	151
保育所(人)	84	84	84	84	84
認定こども園(人)	67	67	67	67	67
他市町村分(人)	0	0	0	0	0
幼稚園＋預かり保育(人)	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設(人)	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
②－①	25	42	39	42	40

③ 3号認定の量の見込みと確保方策

	令和7年度		8年度		9年度		10年度		11年度	
	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳
①量の見込み(人)	69	17	72	17	72	17	70	16	68	16
②確保方策(人)	83	20	83	20	83	20	83	20	83	20
特定教育・保育施設(人)	83	20	83	20	83	20	83	20	83	20
自市町村分(人)	83	20	83	20	83	20	83	20	83	20
他市町村分(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認可外保育施設(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②－①	14	3	11	3	11	3	13	4	15	4

④ 保育利用率について

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、満3歳未満の子どもに待機児童が多いことから、満3歳未満の子どもの数全体に占める3号認定子どもの量の見込みの割合である「保育利用率」の目標値を設定することとされています。

各年度の量の見込みに対応できる保育サービスの供給が目標となることから、本町における保育利用率の目標値は、「量の見込み（3号認定子ども）÷推計人口（0～2歳）」により算出された以下の数値とします。

	令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
①量の見込み(3号認定)(人)	86	89	89	86	84
3号(0歳)(人)	17	17	17	16	16
3号(1・2歳)(人)	69	72	72	70	68
②推計人口(0～2歳)(人)	118	119	115	112	109
保育利用率(①÷②)(%)	72.9	74.8	77.4	76.8	77.1

(5) 地域子ども・子育て支援事業の推進

①利用者支援事業

利用者支援事業とは、子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業です。

本町では令和2年度から子育て世代包括支援センターで利用者支援（母子保健型）事業を開始しました。令和6年4月の児童福祉法の改正に基づき、母子保健機能と児童福祉機能を一体的に運営することも家庭センターを設置し、保健師等の専門性を活かした相談支援体制の充実を図っています。妊娠期から子育て期までの家庭に対し、必要な情報を随時提供し、電話・面接・訪問・SNSにより相談に応じ、個別のニーズに応じた適切なサービスを利用できるよう、伴走型相談支援を切れ目なく実施していきます。

	令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
①量の見込み(か所)	1	1	1	1	1
②確保方策(か所)	1	1	1	1	1
利用者支援事業(か所)	1	1	1	1	1
基本・特定型(か所)	0	0	0	0	0
地域子育て相談機関(か所)	0	0	0	0	0
こども家庭センター(か所)	1	1	1	1	1
その他(か所)	0	0	0	0	0
②－①	0	0	0	0	0

②地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業とは、地域で子育てを支えるため、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

子育て世帯では核家族化が進み、周囲に頼れず孤立しがちで、子育て等に不安を抱えている等の相談が増えています。現在1箇所（きほくの里保育園：ゆめぽっけ）で実施しており、今後も子育て支援拠点事業の事業概要の周知、サービスの紹介など利用促進を行い、子育て世帯の居場所となるよう本事業を継続していきます。

	令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
①量の見込み(人回/年)	1,519	1,532	1,481	1,442	1,403
②確保方策(か所)	1	1	1	1	1
地域子育て支援拠点事業(か所)	1	1	1	1	1
その他(か所)	0	0	0	0	0

③妊婦健康診査

妊婦の健康の保持・増進を図るための健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に合わせた医学的検査を実施する事業です。

現在、県内の医療機関で利用できる 14 回分の受診券を発行しています。

今後も継続して事業を実施し、より一層関係機関との連携を密にし、全ての妊婦の方が 14 回の受診券を利用し、安心して出産を迎えられるよう支援していきます。

	令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
①量の見込み(受診券配布数)	37	36	35	34	33
②確保方策(か所)	1	1	1	1	1
1人当たりの受診回数(回)	14	14	14	14	14
延べ受診回数(回)	518	504	490	476	462

④乳児家庭全戸訪問事業

子育ての孤立化を防ぐため、全ての乳児のいる家庭を訪問し、その居宅において様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることができるよう、「こんにちは赤ちゃん事業」という名称で実施しており、100%の実施率となっています。

今後も継続して事業を実施し、より一層関係機関との連携を密にし、実施体制の維持に努めるとともに、特に支援が必要な家庭の早期発見、対応に努めます。

	令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
①量の見込み(人)	37	36	35	34	33
②確保方策(人)	37	36	35	34	33

⑤養育支援訪問事業

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

今後も継続して事業を実施し、より一層関係機関との連携を密にし、実施体制の整備・維持に努めます。

	令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
①量の見込み(件)	60	60	60	60	60
②確保方策	60	60	60	60	60

⑥子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

ショートステイは、保護者の疾病や仕事などの事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、または育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れなどの身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童を児童養護施設などで一時的に預かる事業です。

トワイライトステイは、保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭において児童を養育することが困難となった場合、またはその他緊急の場合において、その児童を児童養護施設などにおいて保護し、生活指導、食事の提供などを行う事業です。

本町においては、受け入れ先である宇和島地区広域事務組合優愛の里との連携体制を確保し、ショートステイ事業を実施しています。今後も引き続き、関係機関と連携し、児童等に対する必要な支援を行います。

【ショートステイ】	令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
①量の見込み(人日/年)	5	5	5	5	5
②確保方策(人日/年)	5	5	5	5	5
②－①	0	0	0	0	0

【トワイライトステイ】	令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
①量の見込み(人日/年)	0	0	0	0	0
②確保方策(人日/年)	0	0	0	0	0
②－①	0	0	0	0	0

⑦ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童がいる子育て中の保護者を会員として、仕事や家庭の都合等で育児や家事などの手助けをしてほしい「依頼会員」と育児や家事などの手助けができる「提供会員」とが、助け合いを行い、子育て中の家族が安心して、子育てと仕事の両立ができるよう、相互援助活動を行う事業です。

現在事業は実施していませんが、国や県及び近隣の市町の動向を踏まえるとともに、町民ニーズ等を把握しながら検討します。

	令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
①量の見込み(人日/年)	0	0	0	0	0
②確保方策(人日/年)	0	0	0	0	0

⑧一時預かり事業（幼稚園型）

幼稚園・認定こども園の在園児を対象とした一時預かりについては、育児をしている保護者の勤務形態、病気、介護、妊娠、出産等、様々な理由により家庭での保育が困難な場合に限り特別保育を実施する事業です。

	令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
①量の見込み	40	40	40	40	40
②確保方策(人日/年)	40	40	40	40	40
②－①	0	0	0	0	0

⑧一時預かり事業（幼稚園型以外）

保護者の就労や、傷病・入院・事故、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消のため、一時的に保育所などで保育を行う事業です。

	令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
①量の見込み(人日/年)	72	60	48	48	48
②確保方策(人日/年)	72	60	48	48	48
②－①	0	0	0	0	0

⑨時間外保育事業（延長保育事業）

保育の必要性の認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所、認定こども園などで保育を実施する事業です。

保護者の労働時間の延長や働き方の多様化に伴い、保育施設の利用時間が長くなっていることに加え、土曜日保育の時間延長のニーズに対応するため、鬼北町内全ての保育施設において土曜日午後の保育を実施しています。また、日曜日保育についても、町内在園児の1歳以上を対象にきほくの里保育園においてのみ日曜保育事業を実施しています。

	令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
①量の見込み(人)	64	62	62	60	59
②確保方策(人)	64	62	62	60	59
②－①	0	0	0	0	0

⑩病児・病後児保育事業

保育所、認定こども園、幼稚園もしくは小学校に在籍している児童が病気の回復期（いまだ病気の回復に至らない状態を含む）にあるため、保育所等に行くことが困難な状態にあり、かつ、保護者がやむを得ない事由のため家庭で保育ができない状況にある場合において、一時的に施設で預かり、保育を行う事業です。

本町では、令和7年1月から、「病児・病後児保育施設 キッズケア・すまいるぽっけ」を開設し、町内医療機関との連携体制を整備しました。

	令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
①量の見込み(人日)	132	128	122	118	114
②確保方策	132	128	122	118	114
②－①	0	0	0	0	0

⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

現在、近永小学校区において鬼北町放課後児童クラブを開設しており、夏休みや冬休みの長期休暇中は、町内全ての地区の児童の利用や受入れを行っています。平日放課後の利用については、実際の利用人数に対する提供体制は確保できていますが、長期休暇中については過去5年間に待機児童が発生する年度もあったため、今後のニーズ動向を踏まえ提供体制の検討をしていきます。

また、開所時間の延長等については、現在、長期休暇中のニーズ等に応え延長しており、今後の利用状況を踏まえて利用しやすい状況づくりをすることで、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る事業実施に努めます。

量の見込みの算出方法は、教育委員会が算出した推計児童数に、令和2年度から令和6年度までの平均入会率を乗じた児童数とします。

	令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
①量の見込み(人)	36	33	33	33	33
1年生(人)	12	12	11	13	11
2年生(人)	10	10	10	9	11
3年生(人)	8	6	6	6	6
4年生(人)	3	3	3	3	3
5年生(人)	2	1	2	1	1
6年生(人)	1	1	1	1	1
②確保方策(人)	50	50	50	50	50
施設数(か所)	1	1	1	1	1
②－①	14	17	17	17	17

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

現在、事業は実施していませんが、国や県及び近隣の市町の動向を踏まえるとともに、町民ニーズ等を把握しながら検討します。

⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設等の量的拡大を進めるうえで、多様な事業者の新規参入を支援するほか、認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育保育等の提供体制の確保を図る事業です。

今後、新規事業者の参入があった場合には、事業の導入について検討します。

⑭子育て世帯訪問支援事業

家事・育児に対して不安や負担を抱え、支援が特に必要と認められる家庭に対して、ヘルパー等が居宅を訪問して家事や育児の支援を行う事業です。

本町では、令和5年度から事業を実施しています。今後も、ニーズに合った支援ができるようサービス提供事業者と連携して実施します。

	令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
①量の見込み(人日/年)	25	30	35	40	45
②確保方策(人日/年)	25	30	35	40	45
②－①	0	0	0	0	0

⑮親子関係形成支援事業

児童との関わりや子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイなどを通じて、児童の心身の発達の状況に応じた情報の提供、相談及び助言を実施しています。また、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報交換できる場を設ける等、支援を実施するものです。

現在、本町では実施していませんが、近隣市町の取組を参考に検討していきます。

⑯児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

現在、本町では実施していませんが、今後、状況に応じて事業の実施を検討していきます。

⑰乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の乳児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付制度です。

一時預かり事業とこども誰でも通園制度との視点の違いを考慮し、今後、国の制度、他自治体の実施内容を踏まえながら、事業を実施していきます。

	令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
①量の見込み(人)	0	4	5	5	5
②確保方策(人)	0	4	5	5	5
②－①	0	0	0	0	0

⑱妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業

誰もが安心して子どもを産み、育てられるよう、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援で子育てを応援します。保健師等の専門職による「伴走型相談支援」と「経済的支援」を一体的に実施するものです。

現在、実施している「出産・子育て応援給付金事業（出産応援）」と「利用者支援事業（伴走型相談支援）」を一体的に実施するため事業の見直しがあったもので、今後も国の制度を踏まえながら、事業を実施していきます。

(6) 「放課後児童対策パッケージ」に基づく取組の推進

国が進める「新・放課後子ども総合プラン」終了に伴い、子ども家庭庁と文部科学省が発出した「放課後児童対策パッケージ」に基づき、「放課後子ども教室推進事業（子ども教室）」及び「放課後児童健全育成事業（児童クラブ）」を一体的、又は連携して実施する総合的な放課後対策であり、放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を実施できる場所の拡充を図るための事業です。

放課後児童対策においては、全ての子どもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことで、豊かな時間を確保することは、次代を担う人材を育成する視点で重要であり、また、共働き家庭等が直面する「小1の壁」を打破する観点から喫緊の課題です。

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）および地域の方々の参画を得て、全ての子どもを対象に、学習や様々な体験・活動などを行う事業（放課後子ども教室）の充実に努めます。

①放課後子ども教室について

令和7年3月現在、好藤・泉・日吉小学校区において実施しています。

■放課後子ども教室の目標事業量

	令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
利用者数(延人数)	6,900	6,900	6,400	6,400	6,400
1教室/日当り	14	14	11	11	10
施設数(か所)	3	3	3	3	3

②連携型・校内交流型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室について

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室が連携して、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加し、交流できる「連携型」や同一小学校内等で両事業を実施する「校内交流型」について、町民ニーズ等を把握しながら検討します。

放課後児童クラブと放課後子ども教室の校内交流型に留まらず、校外の様々な施設等を活用した多様な居場所づくりを推進し、あわせて、居場所におけるこどもへの支援等の質の向上に資する取組を多角的に行っていくほか、従事する職員やコーディネートする人材の確保に努めます。

■連携型・校内交流型放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の目標事業量

	令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
施設数(か所)	0	0	1	1	1

③小学校の余裕教室及び旧保育所等における活動について

余裕教室等の使用計画や活用状況等について、町民生活課と教育委員会が連携を図り、余裕教室の活用のほか、学校施設の一時的な利用及び旧保育施設の有効活用について検討を行います。

④特別な配慮を必要とする児童や家庭への対応について

児童の発達の特徴や発達過程を理解し、一人ひとりの心身の状態の把握に努めながら、こども家庭センター等と連携を図り、個々の特性を踏まえた支援に努めます。

⑤開所時間の延長にかかる取組の検討

ニーズの把握に努め、必要に応じて開所時間延長に向けた協議、検討を行います。

⑥情報共有や交流の必要性について相互理解を図る

学校等との情報交換、情報共有、職員同士の交流等を行い、児童の健全育成を図ります。

(7) 教育・保育の一体的提供と推進に関する体制の確保

①認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況や働き方の変化等によらず、柔軟に子どもを受け入れることができる施設です。認定こども園には、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型といった類型があり、それぞれの特性を生かして、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な幼児期の教育・保育を担っており、認定こども園の推進、普及は子どもの健やかな育ちを支えるうえで、重要な方向性であると考えられます。

本町では、令和5年度から町立保育所の統合により認定こども園へ移行し、2園の認定こども園を創設し、教育と保育を一体的に担うことができる環境整備をおこないました。

②質の高い教育・保育提供の必要性に係る基本的考え方

「こどもがまんなかの社会の実現」に向けて、子どもの最善の利益を第一に考え、就学前の子どもに関する質の高い教育・保育の総合的な提供を推進していきます。

県保育協議会の行う保育士等の研修会に参加することによって、職員の意識の向上や保育の質の向上に努めています。また、人材確保については、潜在する保育士資格を有する方や大学等で幼児教育・保育を学ぶ学生への働きかけなど積極的に行っており、現在、保育に必要な人数を確保し、適正配置に努めています。

今後も引き続き、関係機関や関係団体等との連携を図り、職員の意識向上、人材の確保・育成、適正配置に努め、教育・保育の質の向上を図ります。

③地域の子育て支援の役割について

地域住民一人ひとりが、子どもの豊かな感性・人間性が、食育や運動会等様々な機会を通じて、隣近所や地域社会とのつながりによって育まれることをしっかりと認識し、子育ての意義及び子ども・子育て支援事業の重要性について関心を深め、地域における子育て支援に積極的にかかわっていただけるよう、各種事業・取組を通じ促します。

④保小中連携の取組の推進について

町内小中学校では、児童生徒会活動及びPTA活動を協力して実施する等、コミュニケーションを図っています。

今後も保小の連携及び小中連携の一層の充実を図り、継続的な指導の実施に努めていくとともに、教職員の共通理解に基づいた全校指導体制を充実し、生徒指導の徹底を図ります。

(8) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育・保育の無償化の実施に当たり、対象となる保護者は、市町村から「子育てのための施設等利用給付認定」を受ける必要がありますが、この「子育てのための施設等利用給付」の実施に当たり、子ども・子育て支援法第 60 条第 1 項に規定される基本指針が一部改正され、市町村子ども・子育て支援事業計画において、「子育てのための施設等利用給付の実施に当たって、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法について検討を行うこと等を定めること」が規定されました。

本町では、子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者の利便性や過誤請求・支払いの防止等を考慮し、各利用施設において取りまとめを依頼するとともに、保護者への支払いは年 4 回以上となるよう、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組むこととしています。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、愛媛県に対し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することができることを踏まえ、愛媛県との連携や情報共有を図りながら、適切な取組を進めていきます。

2. 子どもや母親の健康の確保及び推進

全ての子どもとその家庭、そして妊産婦に対して、必要な支援を切れ目なく提供するため、令和2年度から「子育て世代包括支援センター」を設立し、また、よりきめ細やかな対応を展開するため令和6年度から「こども家庭センター」に代えて設置し、支援体制の強化を図りました。

子育て世代包括支援センター設立以降、支援が必要な妊婦に対して支援プランの作成や、産後は産婦人科等医療機関と提携して、全産婦にEPDS（エジンバラ産後うつ病質問票）を実施し、必要によっては産後ケア事業（日帰り・宿泊型）の利用を促すなど、医療または福祉に関する機関との連絡調整を行い、子育てをサポートしています。

(1) 子どもや母親の健康の確保

実施状況

※令和6年度は見込み

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
1. 母子保健事業					
母子手帳配布数(枚)	39	41	39	32	27
2. 妊産婦、乳幼児相談					
妊婦訪問数(件)	10	2	4	2	1
育児相談利用延人数(人)	55	59	68	68	52
育児相談参加率(%)	50.4	49.1	62.3	83.9	51.4
3. 妊婦健康診査(妊婦一般健康診査)					
配布件数(件)	35	40	35	32	24
1人当たりの健診回数(回)	13	12	12	13	11
健診回数(回)	451	476	417	424	281
4. 母親学級					
実施回数(回)	6	6	6	6	6
利用延人数(人)	13	12	13	13	5
5. 両親学級(パパ・ママ学級)					
実施回数(回)	3	3	3	3	3
利用延人数(人)	10	6	4	7	1
6. 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)					
訪問数(件)	32	41	35	39	30
7. 療育支援訪問事業					
実人数(人)	11	14	17	15	15
延人数(人)	56	20	66	51	50

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
8. 乳幼児健診の充実					
3～4 か月健診					
回数(回)	6	6	6	6	6
参加者(人)/対象者(人)	26/28	36/42	32/34	32/34	30/33
参加率(%)	92.8	85.7	94.1	94.1	90.9
1 歳半健診					
回数(回)	5	3	4	3	3
参加者(人)/対象者(人)	58/66	40/44	39/44	41/37	34/40
参加率(%)	87.8	90.8	88.6	102.7	85
3歳児健診					
回数(回)	3	4	4	4	3
参加者(人)/対象者(人)	35/37	54/54	53/54	41/43	44/48
参加率(%)	94.6	100	90.9	95.3	91.7
5歳児健診					
回数(回)	3	4	4	4	3
参加者(人)/対象者(人)	58/61	53/50	44/45	42/43	52/53
参加率(%)	95.1	106	97.8	97.7	98.1
9. 育児相談					
6～7 か月					
利用延人数(人)	21	19	23	23	18
参加率(%)	65.6	50	62.2	79.3	54.5
9～10 か月					
利用延人数(人)	20	24	21	20	20
参加率(%)	58.8	51.1	70	68.9	51.3
11～12 か月					
利用延人数(人)	14	16	24	26	18
参加率(%)	32.5	45.7	57.1	113	43.9
10. 不妊治療対策(鬼北町不妊治療費用助成制度)					
特定(人)	5	4	8	9	3
一般(人)	2	1	5	6	5
金額(千円)	970	682	1,868	1,948	1,097

施策の方向性

安心して出産・子育てができるよう、関係機関と連携を強化しながら、健康診査、健康相談等の母子保健事業をきめ細かく実施していくとともに、妊婦や子育て中の保護者が気軽に相談・交流できる場を提供していきます。

No	事業名	事業内容と今後の方針	担当課
1	母子手帳交付事業	保健師が母子手帳を発行時、アンケートと面接で現在の体調や妊娠中、出産後の支援体制等について確認し、ハイリスクと思われる妊婦については、妊婦訪問や相談等につなげるなど、切れ目のない支援を実施しています。今後も引き続き、妊娠中から切れ目のない支援を継続していきます。	保健介護課
2	妊産婦、乳幼児相談	妊産婦に対しては、妊娠中や産後の健康管理やメンタルケアに関する面談・訪問を実施しています。妊娠8か月児アンケートで保健師との面談を希望した方や気になる方に対しても面談や家庭訪問を通して相談を実施しています。乳幼児の保護者に対しては、育児・栄養などの相談を実施しています。 乳児期の育児相談のみならず、乳幼児健診時にも育児相談を実施し、子育ての悩みを保健師に相談できる機会を設けています。 妊婦に対しては、支援が必要な妊婦（若年・シングル・多胎・生活困窮等）に対して、妊娠中からきめ細やかな支援を行っています。 今後は、こども家庭センターにおいて、各機関と連携した子育て支援を行っていきます。	保健介護課
3	妊婦健康検査（妊婦一般健康診査）	妊娠の正常な経過や安全な分娩のために妊娠中に指定した医療機関において無料で健康診査（14回）が受けられ、必要に応じて精密検査が行われます。健康診査の結果で支援が必要な場合は、病院と連携し保健師や管理栄養士が訪問します。今後もこども家庭センターにおいて、妊娠中からの切れ目のない支援を行っていきます。	保健介護課

No	事業名	事業内容と今後の方針	担当課
4	母親学級	妊娠・分娩・産じょく期を健康に過ごし、安心して育児ができるように知識の普及のみでなく、妊婦同士の交流を促し、精神的な支えを得る場の提供を目的とした「母親学級（妊娠7～8か月の妊婦を対象）」を年6回実施しています。 後期まで働く妊婦が増えたこと、産婦人科での母親学級の充実により参加率が低下しています。 今後も、安心して育児ができるよう支援の充実・事業の検討を図っていきます。	保健介護課
5	両親学級（パパ・ママ学級）	妊娠・分娩・産じょく期を健康に過ごし、安心して育児ができるように知識の普及のみでなく、夫婦で協力して育児を行うため、妊娠後半期の妊婦と夫を対象に年3回（7月、10月、3月）日曜日に妊娠・出産を通じての「夫の協力の必要性」や「新生児の保育」「沐浴のしかた」について指導を行うとともに沐浴指導も行っています。 今後も引き続き、夫婦で安心して育児ができるよう支援の充実を図っていきます。	保健介護課
6	妊婦訪問	若年又は高齢妊婦、高血圧症候群や貧血症などハイリスクの妊婦に対して、必要に応じて医療機関と連携しながら保健師が家庭訪問を行っています。妊娠経過の確認、健康管理、産後に向けた家庭環境の調整などに関して相談・指導を実施しています。 今後は、支援が必要な妊婦に対して訪問回数の増加を図るとともに、こども家庭センターにおいて、妊娠届出からアセスメントを行い、各機関と連携した切れ目ない支援ができるよう努めていきます。	保健介護課
7	妊婦タクシー	妊婦さんが、陣痛等で緊急に受診が必要なとき、産科医療機関までタクシーを利用した場合のタクシー料金を一部助成します。 今後も助成を継続し、事業の周知に努めます	保健介護課
8	新生児聴覚検査	1,000人に1～2人は生まれつき耳の聞こえに障がいを持つといわれています。その場合には、早く発見して適切な支援を受けることにより、赤ちゃんのこぼの発達を促し情緒や社会性を育てることができます。生まれてきた赤ちゃんの健やかな成長のため、新生児聴覚検査費用の一部を公費負担しています。今後も引き続き助成を継続します。	保健介護課

No	事業名	事業内容と今後の方針	担当課
9	出産応援給付金 子育て応援給付金	「ようこそ鬼北っ子応援給付金」として、令和5年度から母子手帳発行時と出産後に給付金を支給しています。 妊娠・出産・子育てにかかる経済的な負担を軽減するため継続していきます。	保健介護課
10	出産世帯応援事業	令和5年4月以降に生まれた赤ちゃんがいる家庭に対して、応援給付金及び奨学金返還支援の補助を行っています。また、新たに不妊治療等の交通費助成を実施しており、県と連携し保護者のニーズにあった支援に努めます。	保健介護課
11	産婦健康診査	母親が健康でいることは、赤ちゃんの健やかな発育・健康にとっても大切です。産後の心身の回復状況を確認し、不安な気持ちや悩みを相談できる機会として令和2年度から産婦健診（産後2週間、産後1か月の2回）を実施しています。支援が必要であれば産後ケアを利用することができます。	保健介護課
12	産後ケア	出産後1年を経過しない母親と子どもが安心して生活できるように、令和2年度から宿泊型や日帰り型のサービスを通じてお母さんの心身のケアや育児サポート等を産婦人科と連携して行っています。	保健介護課
13	乳児家庭全戸訪問事業	新生児期及び生後2～4か月に保健師が自宅を訪問し、お母さんと赤ちゃんの健康や育児に関する相談、子育てに関する情報提供を行います。 今後も引き続き、「こんにちは赤ちゃん事業」という名称で、切れ目ない支援ができるよう努めていきます。	保健介護課
14	養育支援訪問事業	育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施します。 個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決や軽減を図るように努めます。	保健介護課
15	乳児一般健康診査	子どもの成長発達の確認や病気の早期発見のため、1歳未満の乳児を対象に委託医療機関（おおむね3～6月児、9～11か月児の2回）で無料で健康診査を受けることができます。受診率が低いため、育児相談や個別通知等で受診勧奨に努めます。	保健介護課

No	事業名	事業内容と今後の方針	担当課
16	乳幼児健診の充実	3～4か月の乳児、1歳6か月児、3歳児、5歳児を対象に小児科医、言語聴覚士、心理士、保健師、管理栄養士が連携し健康診断等を実施しています。 5歳児健診では、子どもの特性を早期に発見し、特性に合わせて就学に向けた支援を行うとともに生活習慣、その他育児に関する助言等を行っています。 子どもの健やかな成長と発達を確認し支援に繋がれるよう関係機関と連携して健診やその後のフォロー体制の充実を図ります。	保健介護課
17	2歳児歯科健診	1歳6か月健診～3歳児健診までの間にむし歯は倍増します。この大切な時期にむし歯にならないために、令和5年度から歯科健診を実施しています。 歯科医師による健診と歯科衛生士によるブラッシング指導、保健師相談、栄養相談があります。 健診の機会を設けることで、口腔の健康と発達・発育の確認に努めます。	保健介護課
18	3歳児視聴覚精密検査	3歳児健診の際に、視聴覚に関するアンケートに加えて近視や遠視等の6項目が両目同時に測定できるスポットビジョンクリーナーを令和4年度に導入しました。検査の結果、精密検査が必要な子どもに対して精密検査の費用を助成しています。今後も継続して実施し、受診勧奨や支援を行っていきます。	保健介護課
19	育児相談	親子のふれあい、地域間交流を深め子どもたちの健やかな発育・発達を目指すとともに、母親の育児不安の軽減を図り、親と子の心の健康づくりを目的として、生後6・7か月、9・10か月、11・12か月の3回、保健師・栄養士による育児相談、離乳食指導を行うとともに、生後4・5か月児を対象に離乳食講座を実施しています。 1歳未満で仕事に復帰する母親の増加等により、月齢が上がるにつれ、育児相談の参加率が減少傾向にあり、本当に支援の必要な家庭も含め、切れ目ない支援ができるよう努めていきます。	保健介護課

No	事業名	事業内容と今後の方針	担当課
20	不妊治療対策	平成 28 年度から不妊治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減と少子化対策の推進を図るために、所得制限のない「鬼北町不妊治療費用助成制度」を実施しています。 令和 4 年度から不妊治療の多くが公的医療保険の対象になりましたが、治療者負担が増えないよう補助金を継続し、さらに利用しやすいように一般不妊治療費通算 2 回、特定不妊治療費通算 6 回と事業の拡充を行いました。 また、令和 5 年度から南予以外の病院に不妊治療や妊婦一般健康診査等で通院した場合の交通費の一部を助成しています。(No.10 出産世帯応援事業) 不妊治療対策の充実と周知啓発に努めていきます。	保健介護課
21	子育てヘルパー	妊娠中や出産後、育児や家事に困難さを抱えている家庭にヘルパーを派遣して育児や家事の支援を行います。 ニーズにあった支援ができるようサービス提供事業者と連携して事業を実施します。	保健介護課

(2) 食育の推進

実施状況

※令和6年度は見込み

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
1. 離乳食教室の開催					
開催回数(回)	6	6	6	6	6
参加人数(人)	17	24	23	21	17
参加率(%)	50.0	58.5	62.2	67.7	50.0
2. 食育の推進					
食育教室					
回数(回)	6	6	8	0	3
子ども(人)	186	223	187	0	81
大人(人)	0	0	0	0	0
参加人数(人)	186	223	187	0	81
小児生活習慣病予防教室(相談)					
回数(回)	3	2	3	6	3
子ども(人)	11	10	10	31	19
大人(人)	4	10	8	16	11
参加人数(人)	15	20	18	47	30
3. 学校給食の推進					
学校給食運営委員会 (回)	2	2	2	2	2
献立表と食育だより (回)	11	11	11	11	11
町内統一「食育だより」(回)	2	2	2	2	2

施策の方向性

健全な心身と豊かな人間性の基礎は、子どもの頃からの食育推進によって育まれます。

健全な食習慣の確立を図るため、家庭において食に関する関心と理解を深め、関係機関や地域が連携して適切な取組を行っていきます。

No	事業名	事業内容と今後の方針	担当課
1	離乳食教室の開催	離乳食教室を開催し、発達に応じた離乳食の説明や段階に応じた試食を通じて、具体的な離乳食の進め方を指導するとともに、保護者の情報交換、交流の場の提供を行っています。	保健介護課
2	食育の推進	令和4年度に「第三次鬼北町食育推進計画」を策定し、町民自らが食育推進のための活動の実践に取り組むとともに、生涯食育社会を目指し、食生活改善推進協議会や生活研究協議会など様々な関係者が特性を活かしながら多様に連携・協働していくなかで、保育所、学校と連携して「食育教室」を実施し、調理実習や食育の講話を通じて児童・生徒の食への関心を高めていきます。 また、「小児生活習慣病予防教室（相談）」を実施し、学校と協力して個別相談を実施し、小児生活習慣病予防に努めていきます	保健介護課 農林課
3	学校給食の推進	児童生徒の発育や健康に資する学校給食について、「学校給食運営委員会」を年2回開催し、栄養バランスのとれたメニューや郷土食を取り入れることや地産地消に取り組むこと、事業計画を協議しています。 また、年11回「献立表と食育だより」と年2回、町内統一「食育だより」を配布し、情報提供に努めています。	教育課
4	食育出前講座「鬼北っ子たべもの教室」	食習慣の基礎を身につける乳幼児期に、子どもたちが食について学ぶ機会を作り、食に関する知識と食を選択する力を習得するためのきっかけ作りとして、町内保育所の児童を対象に実施しています。 「お箸の持ち方」「バランスの良い食事を心がけよう」等のテーマを設けて行い、講座修了後にはその様子を「ぱくぱく通信」として保護者に配布し、情報提供に努めています。	保健介護課 町民生活課

(3) 思春期保健対策の充実

実施状況

※令和6年度は見込み

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
1. 地域における性に関する正しい知識の普及					
巢立ちの教室					
実施回数(回)	3	5	5	5	5
参加人数(人)	107	92	113	110	100
思春期教室					
実施回数(回)	6	7	64	5	5
参加人数(人)	563	525	379	486	450
2. 喫煙防止対策					
実施回数(回)	1	1	2	2	2
2. 薬物乱用防止対策（「ダメ、ゼッタイ運動」の啓発）					
薬物防止講習会(回)	4	5	6	7	6

施策の方向性

健康や性行動、性感染症について正しい知識を身につけるとともに、健全な自尊心、自分を大切にする心を育てることを目的に、思春期の子どもたちへのサポートを充実します。

No	事業名	事業内容と今後の方針	担当課
1	地域における性に関する正しい知識の普及	教育機関、医療機関及び保健機関などの連携により、正しい情報（妊娠、出産、避妊、性感染症など）を学ぶ機会として、公民館での「巣立ちの教室」に加え、北宇和高校3年生に対する「巣立ちの教室」、日吉中学校の生徒対象の「はばたき教室」を実施しています。 今後も引き続き、性に関する教育と健全な思春期世代への正しい知識の普及に努めていきます。	保健介護課
2	喫煙防止対策	医師会、保健所などの関係機関や学校、家庭、地域の連携により、たばこについての正しい知識を知り、たばこをすすめられたときの断り方などを学ぶ親子講習会を参観日に実施し、たばこが体に及ぼす害や自分だけでなく家族や周囲の人々の健康について考える機会を設け、喫煙防止に努めています。 また、受動喫煙対策のため、喫煙による子どもへの影響を周知するなど、喫煙防止対策の充実を図ります。	教育課 保健介護課
3	薬物乱用防止対策（「ダメ、ゼッタイ運動」の啓発）	医師会、保健所などの関係機関や学校、家庭、地域の連携により、「薬物防止講習会」を実施する等、薬物乱用防止対策に努めています。 今後も引き続き、年間を通じてポスター、チラシの配布や、各種イベント時にチラシなどの配布を行い、「ダメ、ゼッタイ。」国連支援募金活動に協力してくとともに、けしの花の開花時期にはパトロールを行い、発見した場合は処分していきます。	教育課 保健介護課

(4) 小児医療などの充実

施策の方向性

夜間や休日であっても適切な診療が受けられるよう、近隣市町及び医療機関等と連携し体制の整備に努めます。

また、日常生活を営むためにたんの吸引や経管栄養などの医療的ケアを要する状態にある児童（医療的ケア児）が、心身の状況に応じて適切な保育が受けられるよう取組を推進します。

No	事業名	事業内容と今後の方針	担当課
1	小児医療の充実と適正受診の啓発	今後も引き続き、かかりつけ医をもち、緊急時に迅速かつ安心できる連携体制を図るため、チラシの配布や口頭での勧奨を行い、啓発を行っていきます。 また、赤ちゃん訪問時に、パパママあんしんガイドブックを配布し、適正受診の啓発に努めていきます。	保健介護課
2	子ども医療費助成	教育を受ける場の選択により子どもが単身等で町内外へ転入転出した際の医療費助成拡充など、ニーズに応じた検討を行ってきました。 今後も引き続き、高校を卒業するまでの子どもの通院・入院医療費を助成していきます。	町民生活課
3	地域医療体制の整備	今後も引き続き、多様化する医療ニーズに対応するため、医療機関との連携に努め、地域医療体制の整備を図ります。	保健介護課
4	休日・夜間医療体制の整備	今後も引き続き、休日・夜間医療体制について医師会などとの連携を図りつつ、体制の整備を推進します。 また、子どものかかりやすい病気やけが、事故の予防と対処方法の情報提供を充実し、周知を図ります。	保健介護課

3. 子育てを支援する生活環境の整備

子どもや子育て家庭を含め、全ての人が安心して暮らすことのできるまちづくりを目指し、関係機関・団体と連携し、道路や歩道、公共施設のバリアフリー化の推進等に取り組みます。

(1) 子どもの視点に立った遊び場の確保

施策の方向性

子どもが安心して遊べる公園や公共施設の環境整備に努めるとともに、遊具等については、適切な補修や更新により長寿命化を図り、安全・安心な公園施設の維持に努めます。

No	事業名	事業内容と今後の方針	担当課
1	子どもの視点に立った遊び場の確保	子育て世帯の交流の場を確保し、子どもたちに安全な遊び場を提供できるように公園内の遊具などの点検・補修、樹木の剪定など維持管理をするとともに、魅力ある公園などの整備に努めています。 奈良川河川敷のわんぱく広場に、歩いて楽しめる巨大迷路を整備しました。利用者が飽きないよう巨大迷路のデザインを一部変更しました。 今後も引き続き、子どもの遊び場の確保に努めていきます。	建設課
2	公共施設などにおける「子育てバリアフリー」の推進	保育所や学校などにおいては、園児や児童・生徒が利用する公共施設であり、危険性を回避するためには、毎日の施設内の安全点検を欠かさないことが重要です。 今後も引き続き、新築時や一部施設の改修等が必要となる場合、関係機関等と連携を図り、施設改修の方法等の検討を行い、誰もが安心して施設利用できるよう、バリアフリー化の実施に努めていきます。	各施設担当課

(2) 保護者の事故防止・防災対策

施策の方向性

家庭内における不慮の事故防止に対する保護者の意識の醸成を図るとともに、今後高い確率で発生が予想される南海トラフ巨大地震などの災害に備え、家庭内での自主防災意識の向上に努めていきます。

No	事業名	事業内容と今後の方針	担当課
1	保護者の事故防止・防災対策	今後も引き続き、予防可能と考えられる家庭内事故の減少に努めるため、保護者が事故防止対策を正しく認識し、適切な対応を図ることができるよう啓発に努めます。 また、家庭内の安全空間の確保や非常持出袋の常備・点検など、家庭内の自主防災意識の向上に努めます。	町民生活課 教育課 危機管理課

(3) 安全な道路交通環境の整備

施策の方向性

町内の防犯灯の設置や通学路の点検などを実施し、適切に整備を行うことで子どもや子ども連れの保護者などが安全・安心に利用することができる道路交通環境の整備を行います。

No	事業名	事業内容と今後の方針	担当課
1	安全な道路交通環境の整備	地域住民の方が利用する道路環境については概ね改善されていますが、一方で交通事故に遭遇する危険性が高まることにも留意する必要があります。 学校、教育委員会及び関係機関等が連携し、緊急学校施設・通学路点検及び小学校通学路点検を実施し、危険箇所等の把握を行い、事故等防止に努めています。 また、防犯灯については、LED化を推進しており、通行の安全や犯罪の未然防止に今後も引き続き取り組みます。	総務財政課 建設課 教育課

4. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

児童・生徒の確かな学力、豊かな人間性、たくましく生きるための健康・体力をバランスよく育むために、創意工夫を生かした教育活動を展開していきます。

また、児童・生徒一人ひとりの個性や創造性を伸ばし、指導方法の充実による確かな学力の向上に努めます。

(1) 次代の親づくり

実施状況

※令和6年度は見込み

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
1. 乳幼児との交流機会の促進					
職場体験学習(中学生)(日)	5	5	5	5	5

施策の方向性

次代の親を育てる視点に立ちながら、子どもたちの乳幼児との交流等、様々な体験や学習を通じて、子どもを産み育てることの喜びや意義を感じることができるよう支援・啓発に取り組めます。

No	事業名	事業内容と今後の方針	担当課
1	乳幼児との交流 機会の促進	今後も引き続き、各中学校・高校において保育所との交流学習を実施し、乳幼児とのふれあいの場を設けるなど、子育ての意義や家庭の大切さを理解できるよう機会の拡充を図ります。	教育課

(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境などの整備

実施状況

※令和6年度は見込み

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
1. 青少年の人材育成（海外研修事業）					
海外研修（人）	0	0	0	0	4
2. 不登校児童・生徒対策					
宇和島市こども支援教室「わかたけ」	1	1	1	1	0
3. 体験学習事業					
職場体験（中学生）	5	5	5	5	5
福祉体験、歴史・伝統文化体験	8	8	8	8	8

施策の方向性

本町の豊かな風土を大切にした人間教育と人間性豊かな心の育成を主眼とした取組を進めていく必要があります。また、関係機関、関係者の連携によるいじめの防止や不登校への適切な対応が求められます。

また、地域での体験学習や学びの機会を充実させることで、子どもの心身の成長や生きる力を育成するとともに、いじめ、少年非行等の問題行動や不登校に対応するために、専門的な相談体制の強化や、学校、家庭、地域及び関係機関との連携の強化に努めていきます。

No	事業名	事業内容と今後の方針	担当課
1	学校教育の充実	学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させるための「コミュニティ・スクール」の仕組みや、地域の人的・物的資源を生かして子どもたちの豊かな成長を支える「地域学校協働本部」の仕組みを導入し、学校・家庭・地域が連携・協働して次代を担う人材を育てる教育環境づくりを推進しています。 また、情報通信技術「ICT」を活用した授業を推進し、学力向上を図ります。	教育課
2	青少年の人材育成（海外研修事業）	国際化が進む中、異文化との交流や体験を通じ多様な価値観を学び、広い視野で物事を見ることのできる豊かな人間性と創造性を持った人材の育成を目指し中学生及び高校生の海外派遣事業を実施しています。 令和6年度は、中学生4名がオーストラリアで体験学習、相互交流、視察等を行いました。 今後も引き続き、青少年の人材育成に努めていきます。	教育課

No	事業名	事業内容と今後の方針	担当課
3	不登校児童・生徒対策	スクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーを配置し、町内の全小中学校での教育相談の充実を図るとともに、不登校児童・生徒への個別指導や相談内容に応じて、宇和島市こども支援教室「わかたけ」へ繋ぐ等、子どもたちの健全育成に努めています。 今後も引き続き、児童生徒が抱えている不安や悩み、いじめ、虐待などの早期発見・早期解消に努めていきます。	教育課
4	体験学習事業	今後も引き続き、小学校や中学校では地域や各種団体などと連携した農業体験、職場体験、福祉体験、歴史・伝統文化体験などを通じて、豊かな人間性、社会性、協調性を育むなど、体験学習の充実を図ります。	教育課
5	特別支援教育	生活や学習上の適切な指導や必要な支援を行うため教育活動支援員を配置し、障がいのある児童生徒のニーズに応じた指導を行うため、特別支援学級や通級教室を該当する小中学校に設置しています。 また、豊かな学校生活を送れるよう学用品等の就学援助を実施しています。 今後も引き続き、児童生徒の状態に応じたサポートを行っていきます。	教育課

(3) 家庭や地域の教育力の向上

実施状況

※令和6年度は見込み

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
1. 家庭の教育力の向上					
町PTA連合会レクバレー大会					
参加人数(人)	0	0	0	139	125
実施回数(回)	感染症拡大により中止	感染症拡大により中止	感染症拡大により中止	1	1
学校長・PTA会長合同研修会					
参加人数(人)	0	0	0	19	15
実施回数(回)	感染症拡大により中止	感染症拡大により中止	感染症拡大により中止	1	1
町PTA連合会研究大会					
参加人数(人)	128	0	88	87	0
実施回数(回)	1	感染症拡大により中止	1	1	降雪により中止
2. 地域の教育力の向上					
学校運営協議会(回)	29	27	28	28	28
3. 愛護班活動などの推進					
1日体験学習					
実施回数(回)	0	0	0	1	1
参加人数(人)	感染症拡大により中止	感染症拡大により中止	感染症拡大により中止	22	39
わんぱく広場					
実施回数(回)	0	0	0	1	1
参加人数(協力者)(人)	感染症拡大により中止	感染症拡大により中止	感染症拡大により中止	37	31
わんぱくたちのクリスマス会					
実施回数(回)	1	1	1	1	1
参加人数(協力者)(人)	29	64	56	35	25

施策の方向性

家庭や地域がそれぞれの役割を果たせるような支援体制づくりを推進するとともに、家庭教育力の向上を支援し、地域との交流を図りながら積極的に地域ぐるみで健全育成を図っていきます。

No	事業名	事業内容と今後の方針	担当課
1	家庭の教育力の向上	今後も引き続き、小中学校PTAや町PTA連合会などの活動を通じ、家庭教育について保護者が学ぶ機会を提供するとともに、保護者同士の交流、情報交換などの機会を設けます。	教育課
2	地域の教育力の向上	今後も引き続き、地域住民と子どもとの交流の機会を確保し、学校・PTA・地域住民によるあいさつ運動や見守りの活動等を推進し、住民相互の信頼関係を構築しながら、地域全体で子どもたちを温かく包み込み、その育ちを見守っていくことにより、町内の様々な場所が活気に満ち、魅力あるまちを目指します。	教育課
3	愛護班活動などの推進	愛護班は、子どもの健全育成に寄り添う大人の集まりです。イベントや体験活動などを積極的に開催し、親子の絆・子どもの健康づくりを推進しています。 以前は町内各地区に多くの単位愛護班がありましたが、少子化が進むにつれて、それに比例するように愛護班の数も減少しています。班員にかかわらず、協力していただける地域の方々と連携して、子どもの教育活動に努めていきます。	教育課

(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

施策の方向性

今後も、保護者会、教育機関と連携して、現在の環境に見合った青少年の健全育成についての取組を実施していきます。

No	事業名	事業内容と今後の方針	担当課
1	子どもを取り巻く有害環境対策の推進	パソコンやスマートフォン等の情報通信機器の普及により、情報収集や情報交換の手段としてだけではなく、コミュニケーションツールとして大きな役割を果たしている一方で、交遊関係がバーチャルで広域化し、インターネット上には出会い系サイトや悪質商法などの有害情報が氾濫しており、青少年が被害者となる事件や青少年の非行に繋がる可能性もあることから、家庭、学校、地域の連携による青少年の健全育成と非行防止に努めます。	教育課

5. 職業生活と家庭生活との両立の推進

性別や年齢に関わりなく、個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方ができる社会の実現を目指し、仕事と家庭の両立の周知・啓発に努めます。

No	事業名	事業内容と今後の方針	担当課
1	男女共同参画の意識づくり	今後も引き続き、男女共同参画社会の実現に向け、固定的性別役割分担を前提とした制度や慣行の見直し、仕事と家庭の両立を推進するために、男女共同参画基本計画に基づき、講演会やセミナーの開催など意識啓発事業を推進します。	企画振興課
2	仕事と子育ての両立のための啓発・広報の推進	国、県、関係機関等と連携を図り、啓発ポスターの掲示や窓口に周知チラシ等を設置し、広報誌での特集組み等行っています。	企画振興課
3	仕事と子育ての両立支援のための体制整備などの推進	今後も引き続き、関係各課と連携し、利用しやすい子育て情報の提供と子育て窓口の充実や、親子で参加できるイベントの企画に努めていきます。 さらに、男性の家事・育児参加などへの男性自身の抵抗感の低減に向け、多様な働き方や休業制度利用を促進するとともに、県が行う「ひめボス宣言事業所認証制度」の積極的な広報により、働きやすい環境づくりについて事業所や地域に働きかけ等を行い、男女ともに育児休暇や介護休暇を取りやすい環境の実現を促進していきます。	企画振興課 町民生活課

6. 子どもの安全の確保

妊産婦、乳幼児連れの方等への子育て支援だけでなく、高齢者、障がいのある人等を含めた全ての人が安心して外出できるよう、暮らしやすい環境づくりに努めていきます。また、子どもや子育て家庭を交通事故や犯罪などの危険から守るため、交通安全対策や防犯対策等に、地域と協力して取り組みます。

(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

実施状況

※令和6年度は見込み

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
1. 交通安全教室などの実施					
交通安全教室(回)	20	21	22	14	14

施策の方向性

交通安全に関する子ども自身の意識や対応能力の向上とともに、ドライバーへの意識啓発を図る必要があります。

今後も、町内の保育所や小中学校において交通安全教室を定期的に行なっていきます。

No	事業名	事業内容と今後の方針	担当課
1	交通安全教室などの実施	児童生徒の安全を守るために、町内の保育所・小中学校で1回以上、交通安全教室を実施し、警察や関係機関との連携により交通事故防止対策に取り組んでいます。 今後も引き続き、警察や関係団体などと連携・協力体制の強化を図り、交通事故防止対策を推進します。	町民生活課 教育課

(2) 子どもを犯罪などの被害から守るための活動の推進

実施状況

※令和6年度は見込み

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
1. 見守り活動の推進					
見守り隊(人)	147	159	167	179	184
2. 自主防犯活動の促進					
防犯講習(回)	6	5	5	7	8

施策の方向性

子どもを犯罪などの被害から守るため、関係者それぞれが適切に役割を果たしていくとともに、関係機関相互の連携が行われるよう積極的に関わり、子育てを地域で支える体制の充実に努めます。

No	事業名	事業内容と今後の方針	担当課
1	見守り活動の推進	見守り隊やP T A等の学校関係者や防犯ボランティア等の関係機関・団体と連携し、学校付近や通学路において子どもたちの登下校を見守っています。 今後も引き続き、関係機関・団体と連携した見守り活動を推進します。	教育課
2	自主防犯活動の促進	学校、家庭、地域、スクールガードリーダー、警察署や消防署等が連携し、安全指導や危機管理教育を実施しています。 今後も引き続き、住民の自主防犯活動を促進するため、犯罪などに関する情報の提供を推進します。	教育課
3	防犯ボランティア活動の支援	緊急避難場所である「まもるくんの家」の取組について住民へ広く周知を行い、登録者数を増やし、防犯ボランティア活動の充実を図ります。	教育課

(3) 犯罪、いじめなどにより被害を受けた子どもの立ち直り支援

実施状況

※令和6年度は見込み

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
1. 相談体制の充実					
いじめ対策子ども会議(回)	1	1	1	2	1

施策の方向性

関係機関と連携し、非行を未然に防ぐ「予防対策」、非行の入り口にいる子どもたちを非行に向かわせない「入り口対策」、立ち直りを支援する「立ち直り対策」といった3つの対策を中心に、非行少年の防止に向けた取組を推進します。

No	事業名	事業内容と今後の方針	担当課
1	相談体制の充実	町内小中学校の児童生徒が会し、学校でのいじめ撲滅に向けた「いじめSTOP愛顔の子ども会議」や、南予管内でのいじめ防止対策フォーラム等の実施により、いじめ防止対策に努めています。 今後も引き続き、被害を受けた子どもの早期発見・早期対応に努めるとともに、犯罪・いじめ・虐待などにより被害を受けた子どもの立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリングや保護者への助言など、関係機関と連携した体制整備を推進していきます。	教育課 保健介護課 町民生活課

7. 援助が必要な家庭への支援などきめ細やかな取組の推進

子育てや教育について、身近なところで相談しやすい環境を整備するとともに、専門性の高い相談や深刻な相談にも対応できる相談体制及び情報提供の充実を図ります。

(1) 児童虐待防止対策の充実

実施状況

※令和6年度は見込み

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
1. 虐待防止ネットワークの構築					
実務者会議(回)	1	0	2	1	3

施策の方向性

関係機関との連携を密にし、虐待の予防と早期発見、適切な見守りや支援を行っていきます。

No	事業名	事業内容と今後の方針	担当課
1	虐待防止ネットワークの構築	子育て世帯を取り巻く課題は複雑で容易に解決できる問題は少なく、親の養育能力、疾患、家庭環境による問題等で長期にわたり支援が必要な家庭もあります。 今後も地域や要保護児童対策地域協議会、鬼北町児童生徒をまもり育てる協議会等の関係諸機関との連携を強化し、養育支援の必要な家庭把握に努め、訪問指導を行うなど必要な支援を行えるように、ネットワークの構築と連携に取り組みます。	町民生活課 教育課 保健介護課
2	児童虐待防止対策の充実	今後も引き続き、児童虐待の発生を予防するため、日常的な育児相談機能の強化や、養育者が精神的にも肉体的にも、最も支援を必要とする出産後間もない時期を中心とした母子保健事業の強化を図ります。 また、虐待の早期発見・早期対応を進めるため、児童虐待に着目した福祉・保健・教育業務における取組の充実や民生児童委員・主任児童委員の積極的な活動を推進します。	保健介護課 町民生活課 教育課
3	要保護児童対策協議会	児童虐待に至る前の「気になるレベル」で支援を開始するため、ヤングケアラーをはじめとする実態把握を実施するほか、関係機関の連携を強化します。 また、調整機関職員の専門性向上のため指定の講習会に参加するなどし、発生予防、早期発見・早期対応に努めていきます。	町民生活課 保健介護課 教育課

(2) ひとり親家庭などへの自立支援の推進

施策の方向性

ひとり親家庭の親と子が安心して暮らしていけるよう、精神的、経済的な支援に関する情報提供や相談体制を充実させます。また、経済的に困窮し、支援を必要としている家庭に対し、各種手当等の経済的支援を行うとともに、子ども食堂や県事業へのつなぎなどの取組により、保護者や子どもの生活支援、保護者の就労支援等、側面的な支援の充実を図ります。

No	事業名	事業内容と今後の方針	担当課
1	ひとり親家庭 などへの自立支 援の推進	今後も引き続き、子どもの最善の利益を考慮したうえで、保護者の負担軽減や生活へのサポートを目的として児童扶養手当の支給を行います。 また学校や母子寡婦会等と連携し状況把握を行い、NPO や社会福祉協議会が行う事業とのマッチングを行います。	町民生活課
2	ひとり親家庭 への相談対応の 推進	今後も引き続き、ひとり親家庭における児童の健全な育成を支援するため、民生児童委員・主任児童委員及び母子・父子自立支援員との連携を密にして生活指導や相談対応を行います。	町民生活課 保健介護課
3	ひとり親家庭 への就労支援	今後も引き続き、安定した生活環境を確保していくため、ハローワークなどの関係機関と連携を図りながら、ひとり親家庭への就労に関する相談や就労支援を行います。	町民生活課 保健介護課
4	学習支援や 居場所の確保が 必要な家庭への 支援推進	経済的困窮をはじめとする支援の必要な家庭において、学習支援や第三の居場所を提供する民間事業者やNPO などの事業を活用し、学びの環境を確保していくよう努めます。	町民生活課 教育課

(3) 障がい児施策の充実

施策の方向性

障がいのある子ども又は障がいが疑われる子どもが、その子に合った支援が受けられるよう、個別指導や関係機関との連携に努めていきます。

No	事業名	事業内容と今後の方針	担当課
1	障がい児保育の充実	今後も引き続き、障がい児を受け入れる保育所では職員の加配を行い、他の児童との集団生活を通じて発達を支援していくとともに、研修等を通じて職員の資質向上を図り、保護者や関係機関等と連携して必要な支援を行います。	町民生活課
2	療育体制の整備	障がい児に対する療育体制を整備するため、地域自立支援協議会の子ども部会や相談支援連絡会などを活用し、保健・医療・福祉・教育などの連携を強化します。	町民生活課 保健介護課 教育課
3	特別児童扶養手当の支給	身体又は精神に障がいのある児童（20歳未満）を監護している方に対して手当を支給しています。 今後も保健師等と連携し、制度周知等に努めます。	町民生活課
4	障害福祉サービスの提供	障がいのある児童に対して、身近な地域で支援を提供する児童発達支援、放課後や長期休業中の就学している障がい児をサポートする放課後等デイサービスが行われています。 今後も引き続き、関係機関や施設と連携しながら適切なサービスの提供を行います。	町民生活課

(4) 子育て中の外国人家庭への支援の充実

施策の方向性

国際化の進展に伴い、教育・保育施設において海外から帰国した幼児や外国人幼児に加え、両親が国際結婚であるなど、いわゆる「外国につながる幼児」が在園することもあります。

これらの幼児の多くは、異文化における生活経験等を通して、異なる言語や生活習慣、行動様式に親しんでいるため、生活に必要な日本語の習得が困難な幼児もいると思われます。

そのため、一人ひとりの実態を的確に把握し、指導内容や指導方法の工夫を関係機関が連携して行うとともに、幼児が安心して自己を発揮できるよう、幼稚園教諭・保育士・保育教諭等を対象に外国語対応支援、外国の文化・習慣・指導上の配慮等に関する研修の実施について検討します。

8. 子どもの貧困対策の推進

施策の方向性

生活の困窮という経済的な要因のみならず、家庭の教育力や地域社会の見守り機能の低下などを背景に、学力の未定着や虐待、非行、いじめ、不登校といった困難な状況に直面している子どもをなくすため、「子どもの貧困対策に関する大綱」及び愛媛県の子どもの貧困対策に沿って、子どもが健やかに育成される環境整備を推進します。

No	事業名	事業内容と今後の方針	担当課
1	保育所と地域等の連携	地域ぐるみで子育て支援の充実を図るため、保育所を中心に、保育者や高齢者等の地域の子育て経験者や子育て世帯等が交流できる場づくりを推進します。	町民生活課
2	遊びの場・居場所づくり	放課後等における子ども達の安全・安心な遊び場の確保のため、地域の多くの方々の参画を得て、学習習慣の定着や学ぶ意欲の向上につながる取組の充実を図ります。 また、自然環境や社会環境などの変化により、居場所のない子どもたちの新たな居場所づくりにも取り組みます。	教育課 町民生活課
3	地域全体で子どもを見守る体制づくり	地域の方々による登下校時の子ども達への声かけや交通安全指導等の取組の充実を図ることで、子ども達が多くの大人達に見守られながら育つ環境づくりを推進します。	教育課
4	専門人材・専門機関との連携強化	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや専門機関との連携強化に努めていきます。	教育課
5	生活困窮者自立支援事業及び重層的支援体制整備事業の推進	生活困窮者が抱える多様で複合的な問題など、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、生活困窮者に対する支援の種類及び内容等を記載した計画を作成し必要な支援を行うなど、生活困窮者の自立の促進に努め、合わせて重層的支援体制整備事業の取組について検討します。	町民生活課 保健介護課 鬼北町社会福祉協議会
6	子ども食堂の推進	核家族化が進む中、地域における子どもの見守りや地域全体で子育てを支えることが求められています。 子ども食堂を通じて、適切な食習慣の維持にとどまらず、地域食堂として地域の皆さんと顔を合わせて食べる楽しさを、子育て家庭へ伝えていけるよう、子ども食堂を開始し運営する団体への支援を行います。	町民生活課

第5章 計画の推進体制

1. 関係機関等との連携強化

計画の推進にあたり、家庭、教育・保育機関、地域、企業、行政などが相互に連携・協働しながら、子育て支援に取り組む必要があります。

関係者それぞれが適切に役割を果たしていくとともに、関係機関相互の連携が行われるよう積極的に関わり、子育てを地域で支える体制の充実に努めます。

2. 計画の周知

地域社会全体で子育てを支援するためには、子育て家庭、子育てに係る事業者・関係団体等の理解と協力が重要であることから、策定した計画について、関係者や関係団体へ周知するとともに、様々な広報媒体を活用して広く周知します。

3. 計画の進行管理

この計画（Plan）を実効のあるものにするためには、計画に基づく取組（Do）の達成状況を継続的に把握・評価（Check）し、その結果を踏まえた計画の改善（Action）を図るといった、PDCA サイクルによる適切な進行管理が重要となります。

このため、計画策定の審議にあたった「鬼北町子ども・子育て会議」が今後も進捗状況の把握・点検を行い、それに対する意見を関係機関や団体等から得ながら、必要に応じて専門家による支援及び意見を取り入れつつ、適時取組の見直しを行っていきます。

第6章 資料編

1. 鬼北町子ども・子育て会議条例

平成25年12月16日

条例第37号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、鬼北町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 法第77条第1項各号に掲げる事務
- (2) 児童福祉に関する事務のうち、子ども・子育て会議で調査審議することが適当と認められる事務

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員12人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 法第6条第2項に規定する保護者
 - (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
 - (3) 学識経験者
 - (4) 関係行政機関の職員
 - (5) その他町長が必要と認める者
- 2 前項の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 第1項の委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 子ども・子育て会議は、必要に応じ、会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

2 子ども・子育て会議は、関係者に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども・子育て支援担当課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

2. 鬼北町子ども・子育て会議委員名簿

	氏 名	所 属	分 類
1	本 土 悠 悟	保護者代表（保育所）	法第6条第2項に規定する保護者
2	高 橋 麻 衣	保護者代表（小・中学校）	法第6条第3項に規定する保護者
3	林 寿 彦	保護者代表（小・中学校）	法第6条第3項に規定する保護者
4	織 田 多 恵	子育て支援センター支援員	子育て支援に関する事業の従事者
5	三 代 川 文	放課後児童クラブ指導員	子育て支援に関する事業の従事者
6	渡 部 智 子	認定こども園主任保育士	子育て支援に関する事業の従事者
7	金 谷 羽 麻	子育て応援ボランティア団体 元気なきほくっ子を育む会 ほくはぐ	子育て支援に関する事業の従事者
8	北 岡 聡 美	鬼北町立小・中校長会会長	学識経験者
9	布 博 文	主任児童委員	学識経験者
10	西 川 寿 美	放課後等デイサービス管理者	障害児支援に関する学識経験者
11	谷 口 美 穂	町保健介護課長・保健師	行政機関
12	井 上 建 司	副町長	行政機関